

令和2年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

木材関連事業者登録の推進

令和2年度
木材関連事業者登録の推進事業
報告書

令和3年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和2年度「木材関連事業者登録の推進」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成18年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成18年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国150の認定団体から認定を受けた約12,100の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取組が始まってから10年後の平成28年5月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律の中で、新たに登録制度がつくられ、現在全国で500を超える事業者がすでに登録して登録木材関連事業者となっている。この事業では、クリーンウッド法の意義や理解の促進を通じて登録推進のための環境づくりを進め、クリーンウッド法のスムーズな運用に向けての活動を行ってきた。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進み、クリーンウッド法の登録木材関連事業者が増加し、ひいては違法伐採木材の排除につながる一助となれば幸いである。

令和3年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 鈴木和雄

**令和2年度「クリーンウッド」普及促進のうち
木材関連事業者登録の推進
報告書 目次**

はじめに

第1章 概要

1 事業の骨子	1
2 取り組みの成果と報告書の構成	1
(年間スケジュール)	3

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要	4
2 令和元年度における合法木材の取扱実績	4

第3章 運営委員会の開催

運営委員会の開催	6
----------	---

第4章 登録のためのセミナー・個別相談会の開催

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会	13
2 認定団体が独自に実施したセミナー・個別相談会	16

第5章 普及資料の作成

1 登録促進のためのパンフレット「信頼される木材を！」	18
2 事業者向けクリーンウッド・ナビ普及パンフレット 「クリーンウッド・ナビ活用ガイド」	19
3 消費者向けクリーンウッド・ナビ紹介リーフレット 「ご存知ですか？『クリーンウッド』」	20
4 普及資料のHTML化とWebサイトへの掲載	21

巻末資料

1 運営委員会（第1回～第3回）での林野庁説明資料	25
2 クリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会での全木連説明資料	47

第1章 概要

1 事業の骨子

平成18年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下、GLという）に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下、「合法木材」という）の供給体制は、令和3年3月末で12,100社を超え、全国各地でその体制が整っている。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても、建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつけられ、登録木材関連事業者の数も令和3年2月末時点で533社になっている（林野庁のホームページ「クリーンウッド・ナビ」より）。

このような状況の中、クリーンウッド法（以下、「CW法」という）に基づき合法性が確認された木材（以下、「合法伐採木材」という）の利用を促進し、登録についての理解を深め促進するため、今年度はこの事業の中で、①事業を効果的に進めていくための検討を行う運営委員会の開催、②地方におけるCW法登録推進セミナー・個別相談会の開催、③普及資料の作成、を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第2章）

平成18年度から取り組みを始めた合法木材の供給システムでは、令和2年度末時点で149の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約12,100事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が整備されている。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にある。これからは、CW法に基づき合法伐採木材の利用を進めていくためにも、引き続きGLに基づいた合法証明書を適切に発行していくことが求められる。

（2）運営委員会の開催（第3章）

事業を効率的・効果的に実施していくために、学識経験者・環境NGO等の委員から構成される運営委員会を設置し、様々な方面からのご意見をうか

がい検討する会議を年度内に 3 回開催した。

(3) 登録のためのセミナー・個別相談会の開催 (第 4 章)

都道府県木連等の認定団体が全木連と共催で開催し、林野庁、登録実施機関、全木連等の専門家を講師として、登録推進のためのセミナー・個別相談会を開催した。(一部では、都道府県木連等の担当者が説明)

(4) 登録促進・周知のための普及資料の作成 (第 5 章)

木材関連事業者に向けて CW 法で新たに作られた登録制度の周知と、登録の促進に向けたパンフレット「信頼される木材を！」を作成し、上記(3)のセミナーの参加者に配布するとともにイベント・会議等で配布した。また、林野庁 Web サイトの中に開設されている「クリーンウッド・ナビ」を広く紹介するための事業者向けのパンフレット「クリーンウッド・ナビ活用ガイド」及び CW 法の紹介とクリーンウッド・ナビへの誘導を目的とする消費者向けのリーフレット「ご存知ですか？クリーンウッド」を作成し、林野庁ガイドラインの認定団体に送付した。

令和2年度木材関連事業者登録の推進事業 <年間スケジュール>

	運営委員会の開催	セミナー・個別相談会の開催	普及資料の作成
2020年4月			
5月			
6月			
7月			
8月	28日 運営委員会 (第1回)	 クリーンウッド法登録推進 セミナー・個別相談会	
9月			
10月			
11月			
12月	14日 運営委員会 (第2回)		
2021年1月			普及資料の作成①(登録促進パンフレット)
2月			普及資料の作成②,③(クリーンウッド・ナビ紹介パンフレット、リーフレット)
3月	4日 運営委員会 (第3回)		

第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

ガイドラインに基づいた合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、令和3年3月末現在では、認定団体数が149(昨年150)、認定事業者数が約12,130(昨年約12,040)となっている。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

令和3年3月31日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	25	1,826
地方団体	124	10,304
計	149	12,130

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 令和元年度における合法木材の取扱実績

林野庁ガイドラインに基づいた令和元年度における合法木材の取扱実績を次ページの表に取りまとめた。令和元年度は、合法木材証明システムが始まって14年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、平成18年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、14,410千 m^3 となり15.9倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千 m^3 に対し14,081千 m^3 の14.8倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から84%に増加(前年度は81%)、素材流通では16%から76%で前年度と同率となり合法木材の供給は引き続き伸びている。(なお、素材流通(輸入)に関しては、前年度(平成30年度)の58%から37%に減少しているが、これは消費税率引き上げの影響とのことであった。)

また、取扱実績を報告する認定団体及び認定事業体の数については、18年度では、認定団体数 61、認定事業体数 2,267 であったのに対し、団体数では約 2.0 倍の 125 団体に、認定事業体数では約 4.2 倍の 9,529 社で、着実に増加している。

**令和元年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱
実績（報告期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）**

業 種		木材・木製品 の 取 扱 量 (総数)	うち、合法性 が証明され たもの	割 合	認 定 事 業 体 数
		A	B	A / B	
		千 m ³	千 m ³		
素材生産	(国 内)	17,164	14,410	0.84	2,864
素材流通	(国内注)	18,532	14,081	0.76	611
木材加工	(国内注)	29,207	18,729	0.64	3,041
木材流通	(国内注)	24,154	10,243	0.42	2,946
その他	(国内注)	134	106	0.79	26
素材流通	(輸 入)	1,000	371	0.37	4
木材流通	(輸 入)	5,716	1,290	0.23	37

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 125 認定団体
9,529 認定事業体の数値を集計したものである。(令和 2 年 10 月調査)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

第3章 運営委員会の開催

本事業を効果的・効率的に実施するため、学識経験者、環境 NGO 等からなる運営委員会を設置して年度内に3回都内で開催した。

第1回運営委員会：2020年（令和2年）8月28日（金）

第2回運営委員会：2020年（令和2年）12月14日（月）

第3回運営委員会：2021年（令和3年）3月4日（木）

運営委員会の委員メンバーと各回の委員会での討議内容は以下のとおりである。

■ 運営委員会委員

（五十音順、敬称略）

金井 誠	日本合板商業組合（常務理事兼事務局長）
立花 敏	筑波大学（准教授）
辻 祐司	（公財）日本住宅・木材技術センター（主席研究員）
永田 信	（一財）林業経済研究所（理事長）：委員長
三柴 淳一	国際環境 NGO FoE Japan（理事）

■ オブザーバー

【登録実施機関】（公財）日本合板検査会、（一財）日本ガス機器検査協会、（一財）日本森林技術協会、（一財）建材試験センター、（一社）北海道林産物検査会

【関係省庁】林野庁

■ 会議の概要

第1回運営委員会会議

1. 日時：2020（令和2）年8月28日（金）15:00～16:30
2. 場所：商工会館6階G会議室（東京都千代田区霞が関）
3. 議事要旨：

① クリーンウッド法の現状と登録について

林野庁より、資料（クリーンウッド法（以下、CW法）の概要と意義について）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

- 林野庁、経産省、国交省が出席した「CW法推進連絡会議」で何らかの合意や方向性の決定があったのか。こういった会議は、非公開ということではな

く、積極的に情報を公開していくほうが透明性も高まるので情報は公開してほしい。

→（林野庁）この会議では、各省庁がお互い協力して進めていこうとの合意をした。必要な措置（施行5年後の見直し）については、見直すかどうかを検討するという事。

② 2020年度事業の内容と進め方について

事務局より、資料（事業の概要、昨年度事業の報告書、登録推進セミナー・相談会の発表資料等）に基づき説明した。

[主な質疑・意見]

- 今までの林野庁ガイドライン（以下、GL）では関係なかった（建設関係等の）木材関連事業者に対しては、登録促進のための新たなアプローチが必要ではないか。誰に向けてどんなアプローチが良いか整理することが重要。
- （登録実施機関から）セミナーの告知や集客に苦労した。相談会をやっても来る人は少なかったものの、登録に繋がった事業者も少なからずいた。
- GLの時に作成した「合法木材ハンドブック」のような冊子を作成したらどうか。CWナビへの誘導としても使える。
- （林野庁）CWナビのどこにどんな情報が掲載されているかといった問い合わせには、CWナビ問合せ窓口や登録実施機関でも対応してもらっている。また、CWナビの改善も考えているところ。
- オリンピックを契機に、持続可能性についての関心が高まった。また、SDGs、ESG投資への関心も高まっているが、ESG投資の対象として投資家が正しい判断材料とするためにも、合法性・持続可能性の位置づけを明確にしておかないと他の産業が積極的に発信する情報に振り回されることになる。デューデリジェンス（DD）の考えでは自ら判断・証明することになることをCWナビ等の中で明確に示していく必要がある。また、具体的な合法性の確認・証明の方法をCWナビに載せてほしい。
- 普及のための数分の動画を作ってCWナビへの誘導やパンフレットの紹介をしてはどうか。また、セミナーでは、登録企業に登壇してもらい具体的な登録のメリットを話してもらったらどうか。

③ その他

- JASの認定工場にCW法の登録を呼びかけると効果があるのではないか。
- （登録実施機関）会社としてトップが決定しないと登録には進まない。他の会社も周りを見ながら状況に合わせて登録しているのが実情。登録は簡単でも、きちんと管理するとなると相当の人手が必要になる。それに見合うメリ

ットがあると認識されないと登録には至らない。

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。



第1回運営委員会の様子

第2回運営委員会会議

1. 日時：2020（令和2）年12月14日（月）15:00～16:10
2. 場所：商工会館6階G会議室（東京都千代田区霞が関）
3. 議事要旨：

① CW法の登録状況について

林野庁より、資料（登録件数の推移等）に基づき説明があった。この中で、「毎年度初めに登録件数が伸びているがこれは補助事業で登録事業者を優遇する措置が取られていることが要因と考えられる。」と説明があった。

[主な質疑・意見]

- 県別の登録件数をみると、事業者数は多くても登録件数は少ない県もある。国と地方の行政機関との連携はどのようになっているのか。
→（林野庁）県の担当者とは定期的に情報交換、説明会を実施している。
- 登録が513件ということであったが、調べるとGLの認定事業者以外の事業者は登録全体の31%である。
- 地方のセミナーで参加されていた行政機関の担当者にこの法律があまり知られていなかった。国から積極的に周知を図ることが必要。

② 本年度事業の進捗状況について

事務局より、資料（事業の実施状況、セミナー・相談会の実施状況、普及資料の原稿案等）に基づいて説明があった。

[主な質疑・意見]

- コロナの影響で実施が困難なところもある。オンラインで実施することも検討してみてはどうか。
- 普及資料を HP に掲載するときは目につきやすいところに載せるなどの工夫が必要。
- 消費者向けに CW ナビの紹介資料を作るときは、まず CW 法の存在を知ってもらう、合法伐採木材に関心を持ってもらうようなものにすべき。
- 事業者の中には、そもそも自分が木材関連事業者であることがわかっていない事業者がいる。事業者向けの資料には、「あなたも木材関連事業者ですよ。」という意識を喚起する記述が必要。
- 地方での集まりでは地元の建築関係の団体にも入ってもらっている。国交省も巻き込んでやっていく必要がある。
- CW ナビのアクセス解析をしてはどうか。CW 法に対する認識も分析することでわかることもある。
- 登録事業者が優遇されるようグリーン化事業等国交省の事業も入れてもらえると関心が高まる。
- ESG 投資の関心が高まる中、供給側と需要側が別々に進んでいるという印象があり、「森林認証でいいではないか。」という考えで法律が正しく理解されないまま進んでいく可能性もある。
- GL にもとづく合法木材を求めているグリーン購入法に関しては、環境省も関係してくる。CW 法と GL を早く一本化するなり整合性を取るなりしないと環境省の理解も得られないのではないか。登録促進だけをやっていても効果的な普及はできないのではないか。

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。



第2回運営委員会の様子

第3回運営委員会会議

1. 日時：2021（令和3）年3月4日（木）15:00～16:30

2. 場所：全木連会議室（東京都千代田区永田町）

※なお、一部の委員及び林野庁とオブザーバーはオンラインで出席した。

4. 議事要旨：

① CW法の登録状況等について

林野庁より、資料（登録件数の推移、県別登録数等）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

○今までの登録を取りやめた例はあるのか。あるとしたらその理由は何か。そのような情報を関係者で共有して今後に生かせればよい。

→（林野庁）会社が合併して登録をやめた例や、事業をやめたため登録が廃止となった例がある。

○今年度になって登録件数が倍増した県があるとのことだが、その理由は。

→（林野庁）外構部の木質化事業などの補助制度を利用するため登録する事業者が増えたためではないか。

② 本年度事業の実施結果について

事務局より、資料（事業の実施状況、セミナー・相談会の実施状況、普及資料）に基づいて説明があった。

[主な質疑・意見]

- 第一種と第二種の両方の事業を行っている事業者は両方登録しているのか、どちらか必要とするほうだけ登録しているのか。
 - （登録実施機関）最初は第二種だけの登録だったが第一種の事業もやっているのだから後から第一種の登録もしたという例はある。
 - （別の登録実施機関）両方の事業をやっている事業者は両方で登録しているところがほとんどである。
- CW法とGLの関係について、林野庁ではどのように説明しているのか。
 - （林野庁）CWナビの「法の意義と概要」のページにGLの証明方法がCW法の確認に活用できることを示した図（説明資料）を掲載している。林野庁が説明する際にもこの資料を使っている。
- （林野庁）今回作成した普及資料はPDFでCWナビに載せるとともにHTMLに直して合法木材ナビにも掲載することを想定している。関係団体のHPでもそこにリンクを張って多くの人に見ていただければありがたい。
- 普及資料（「ご存知ですか？クリーンウッド」）に、「工務店はハウスメーカーなどに、その木材は合法的に伐採されたものですかと尋ねてみてください。」との記述があるが、工務店やハウスメーカーの負担を増やすことにならないか気になる。
- 林野庁の説明では、GLの証明はCW法での確認に活用できるとしているが、どうやって活用できるかの説明が足りていないのではないか。産地認証、GL、森林認証それぞれに過不足があると思うがその辺を整理して説明するべき。
 - （林野庁）GLとCW法の違いの話があったが、CW法は証明書を手に入れるだけでなくデューデリジェンス（DD）の実施を求めている点があげられる。GLの証明書をもって、第一種の事業者はそれで確認作業が終わりというのではなく、それ以外の情報を踏まえて最終的にCW法に基づいてその木材の合法性を判断していく。
- 合法性の確認に活用できるとしている4つの方法（森林認証、団体認定、独自の証明、産地認証）のどれを重視するかは、完全に事業者任せなのか。
 - （林野庁）4つの間での優劣はない。「確認はここまでやればOK」という仕組みにはなっていない。
- GLの認定団体が行う事業者研修は、3年に一度の更新の時だけなので、CW法の紹介はHPやパンフレットで行うのが良い。中小団体がより多くの会員企業に広報できるよう、コンサル的な面でも外部の力を頼れるよう支援してほしい。GLの認定団体の立場からも、GLとCW法の連携を取って事業者の理解促進に努めたい。建築事業者、特に中小の事業者は、自分たちがこの法律にどうかかわっていけばよいのかわからないでいる。

③ その他

○CW法の施行5年後の見直しについて、林野庁で考えているスケジュール感、見直しの方向性等可能な範囲で教えてほしい。

→（林野庁）法律の附則に基づき状況の検討を行っているところ。

そのほかにも事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。



第3回運営委員会の様子

第4章 登録のためのセミナー・個別相談会の実施

令和2年8月から令和3年2月にかけて、全国の19の合法木材供給事業者認定団体が23か所の会場で全木連、県下の認定団体と共催でクリーンウッド法登録推進相談会・セミナーを開催した。

合法木材認定事業者の担当者、建築関係の事業者、森林組合、県庁等の行政関係者等様々な関係者の参加があった。参加者数は、すべての会場を合わせて延べ1,000人余りが参加した。

今年度は、年度はじめから新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、当初は25団体が実施を計画していたが、計画通りに実施できなかった団体が6団体あった。また、開催したところでも、感染症対策に配慮して広い会場を確保し間隔をあけて座ってもらったりオンラインでも参加できるようにしたり、さらには2回に分けて実施するなど実施に苦勞したようである。さらに、令和3年1月に政府から発出された緊急事態宣言により、やむを得ず開催直前に中止した団体もあった。

セミナー・個別相談会の実施一覧はこの章の最後に掲載した。

1 専門家派遣等によるクリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会

令和2年10月から令和3年2月にかけて、全木連から講師（専門家）を派遣して全国12の認定団体が、全木連との共催で開催した。また、林野庁や登録実施機関から講師を招いて実施した認定団体もあった。セミナーでは、クリーンウッド法の内容や木材関連事業者の登録の仕組み・申請方法の手順・様式等の説明がなされた（説明資料は巻末資料を参照）。また、セミナーの後に登録のための個別相談会を希望者に対して実施した。事前の相談希望者は少なかったが、セミナー終了後に登録等について個別に質問があった件数は10件強であった。主な相談の内容は、「森林認証のCoC認証は取得済みだが、CW法の登録もした方が良いのか。」、「チップ生産をしているが登録はできるのか。」といったものがあった。また登録関連以外では「外材はどうやって合法性の確認をしたらよいのか。」といった相談もあった。

・セミナー参加者総数： 711名

以下に、セミナー会場の写真を掲載する。

① 青森県木連のセミナー（青森市会場）



② 岩手県木連のセミナー（盛岡市会場）



③ 日本合板工業組合連合会のセミナー
(都内でオンラインでの開催)



④ 兵庫県木連セミナー会場での個別相談会の様子 (姫路市会場)



2 認定団体が独自に実施したセミナー・個別相談会

前記1と同様の内容で、ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連等）が自ら説明をする形でセミナー・相談会が、全国7の認定団体で実施された。

・セミナー参加者総数： 292名

以下に、セミナー会場の写真を掲載する。

① 静岡県木連のセミナー（浜松市会場）



② 長崎県木連のセミナー（大村市会場）



令和2年度クリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会一覧

区分	No.	開催日	曜日	都道府県	会場	全木連講師	参加者(名)	備考	個別相談件数
全木連から講師(専門家)を派遣して実施	1	10月20日	火	東京	林友ビル(文京区)	加藤	24	(一社)全日本木材市場連盟が実施	
	2	11月5日	木	長野	塩尻市文化会館レザンホール(塩尻市)	加藤	102	1回目	
	3	11月6日	金	長野	長野県林業センター(長野市)	加藤	53	2回目	
	4	11月12日	木	滋賀	ポストンプラザ草津びわ湖(草津市)	加藤	15		1
	5	11月17日	火	愛知	名古屋木材会館(名古屋市中区)	加藤	20	(一社)全国木材市売買方組合連盟が実施、林野庁と合板検査会も講演	3
	6	11月19日	木	兵庫	姫路アイメッセホール(姫路市)	加藤	43		3
	7	11月25日	水	群馬	群馬県木材振興センター(前橋市)	加藤	37	1回目	
	8	11月27日	金	群馬	群馬県木材振興センター(前橋市)	加藤	40	2回目	1
	9	12月3日	木	愛知	名古屋木材会館(名古屋市中区)	加藤	46	合板検査会も講演	2
	10	12月11日	金	東京	全木連会議室(千代田区)	加藤	9	日本ツーバイフォーランバーJAS協議会が実施、オンラインで開催	
	11	12月21日	月	青森	アップルパレス青森(青森市)	加藤	127	午前と午後に分けて開催	
	12	12月25日	金	高知	高知会館(高知市)	加藤	125	対面とオンラインで開催	
	13	2月17日	水	岩手	サンセール盛岡(盛岡市)	森田	27		1
	14	2月19日	金	東京	秋葉原ビジネスセンター(千代田区)	森田	43	日本合板工業組合連合会が実施、オンラインで開催	
団体が独自に実施	1	8月6日	木	徳島	グランヴィリオホテル(徳島市)		9		
	2	8月20日	木	長崎	中央公民館(大村市)		44		
	3	8月26日	水	岡山	サン・ピーチOKAYAMA(岡山市)		10	地区組合長を集めて伝達セミナーを開催	
	4	10月6日	火	静岡	浜松市総合産業展示館(浜松市)		37	1回目	
	5	10月13日	火	静岡	プラザヴェルデ(沼津市)		45	2回目	
	6	10月21日	水	静岡	静岡県静岡総合庁舎(静岡市)		50	3回目	
	7	11月6日	金	愛媛	林業会館(松山市)		33		
	8	11月13日	金	新潟	ANAクラウンプラザホテル新潟(新潟市)		22	日本合板商業組合が実施、合板検査会も講演	
	9	11月25日	水	山形	パレスグランデール(山形市)		42		1
参加者合計							1,003	個別相談件数合計	12

参加者小計

711

参加者小計

292

※備考欄に実施団体が書いていないところは県木連が実施

第5章 普及資料の作成

本年度の事業では、以下の3種類の普及資料を作成し活用した。

1 登録促進のためのパンフレット「信頼される木材を！」

クリーンウッド法（以下、CW法）の登録事業者は、本年3月時点で500件を超えている。登録事業者数の増加の要因として、林野庁が実施している補助事業で登録事業者を優遇する措置が取られていることがその一つと考えられる。この流れを一過性のものとすることなく今後も登録を促進し、合法伐採木材への関心を高めていくために2021年1月に登録促進パンフレットを作成した。このパンフレットでは、CW法の概要、登録制度の紹介とともに、実際に登録した事業者の声を紹介して、登録を検討している事業者の参考になる内容にした。作成部数は25,000部で林野庁ガイドラインの認定団体（各県木連）に配布したほか、登録推進セミナーの参加者等に配布した。



パンフレットの表紙

2 事業者向けクリーンウッド・ナビ紹介パンフレット「クリーンウッド・ナビ活用ガイド」

林野庁 Web サイトの中に開設されている「クリーンウッド・ナビ」(CW ナビ)を広く木材関連事業者を紹介し、CW ナビの内容(コンテンツ)やどんな情報がどこに掲載されているかをわかりやすく提供し、CW ナビへの誘導を目的とするパンフレットを2021年2月に作成した。作成部数は25,000部で林野庁ガイドラインの認定団体(各県木連)に配布したほか、登録推進セミナーの参加者等に配布した。

＼ 実務に役立つ ＼

「クリーンウッド・ナビ」 活用ガイド

WEBサイト「クリーンウッド・ナビ」では、クリーンウッド法[®]の制度解説に加え、木材等の合法性の確認の参考となるさまざまな国や地域の現地情報と事例、ワシントン条約や森林認証制度の概要、諸外国の合法伐採木材等の流通・利用促進の取組みなど、みなさんの実務に役立つ各種情報を掲載しています。このパンフレットでは、それらの内容をご紹介します。*合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)

登録木材関連事業者になるにはどんな手続きが必要?

地元の登録木材関連事業者を知りたい

なるほど! よくわかる合法伐採木材

輸入先の木材が合法伐採木材なのか知りたい

クリーンウッド法に基づいた木材を扱いたい

すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認が必要です

「木材関連事業者」とは?
 クリーンウッド法では、木材等を取り扱うすべての事業者を「木材関連事業者」としています。丸太や製材、合板を取り扱う事業者、紙や家具等を取り扱う事業者、木材を使用する建設業者なども木材関連事業者です。
 木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認が必要です。制度の仕組みなど、あなたの実務に活用いただける「クリーンウッド・ナビ」をぜひご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

パンフレットの表紙

3 消費者向けクリーンウッド・ナビ紹介リーフレット「ご存知ですか？『クリーンウッド』」

林野庁 Web サイトの中に開設されている「クリーンウッド・ナビ」(CW ナビ)を広く一般の消費者にも知ってもらい合法伐採木材についての普及促進に資するためのリーフレットを作成した。消費者にはまだ広く知られてはいない「合法伐採木材(クリーンウッド)」という言葉をもっと知ってもらうため、おもて面には言葉の説明を記載し、「あなたの暮らしにかかわる制度『クリーンウッド法』」とのタイトルで消費者の暮らしと法律の関係をわかってもらえるよう工夫した。そのうえで、さらに興味を持った方向けに CW ナビの紹介と誘導をリーフレットうら面で行った。2021年2月に作成し、作成部数は25,000部。林野庁ガイドラインの認定団体(各県木連)に配布したほか、登録推進セミナーの参加者等に配布した。

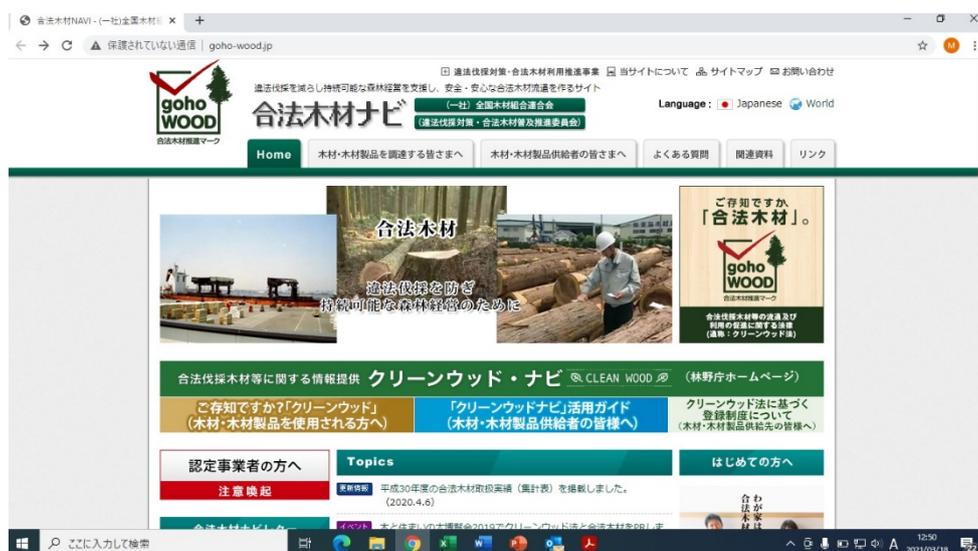


リーフレットの表紙

4 普及資料のHTML化とWebサイトへの掲載

今年度の事業で新たに作成した前述の3種類の普及資料をWebサイトでわかりやすく紹介し、より多くの人にクリーンウッド法及びCWナビを知ってもらうため、普及資料（印刷物）の内容をWeb上で見やすくしたコンテンツを作成し、関連サイト（林野庁ガイドラインに基づく合法木材を紹介するポータルサイト）「合法木材ナビ」に掲載した。

合法木材ナビのURL→ <http://www.goho-wood.jp/>



更新したWebサイト（合法木材ナビのトップページ）



普及資料の掲載ページ（一部）

[巻末資料]

- 1 運営委員会（第1回～第3回）での林野庁説明資料
 - 1-1 第1回運営委員会
 - 1-2 第2回運営委員会
 - 1-3 第3回運営委員会

- 2 クリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会での全木連説明資料

巻末資料1-1 第1回運営委員会林野庁資料

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の概要と意義について

林野庁木材利用課
令和2年8月

世界の動き

環境破壊の進行

気候変動

児童労働などの
人権問題

名古屋議定書の採択 2010
(遺伝資源の利用)

- 2017年8月～我が国で効力発生
- 海外の遺伝資源の適法取得ルール(ABS指針)施行



SDGsの採択 2015
(持続可能な開発目標)

- 2030年を年限とする17の目標、169のターゲット
- 林業の成長産業化



パリ協定の採択 2015
(気候変動への対応)

- 2050年に温室効果ガス80%減
- 2100年にほぼゼロまたはそれ以下



COP22の様子

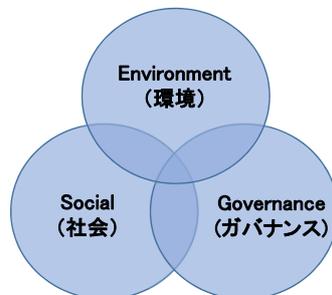
消費者や投資家の動き

反倫理的活動への批判

- 様々な問題がSNS等の発達により拡散しやすい状況
- 反倫理的活動の発覚
→ 株価下落
→ 不買運動
- 対応しないリスク > 対応するコスト

ESG投資家の登場

- 国連の責任投資原則 (PRI) に2,000以上の機関が署名
- 投資総額約3,400兆円 (世界投資の約35%)
- 日本でも2015年9月に GPIFが署名



求められる合法性・持続可能性への対応
「見えない価値」が重視

見える価値
価格、機能、品質、デザイン



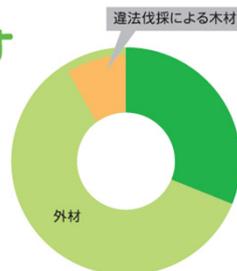
見えない価値
環境保全、労働安全、人権保護

2

その木材は合法的に伐採されたものですか？ いま、世界的に、 違法伐採が問題になっています

国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告*があります。

*資料: CHATHAM HOUSE report, "Trade in Illegal Timber: The Response in Japan", 11.2014.



違法伐採には、 地球環境の悪化をはじめとする さまざまな悪影響があります



熱帯雨林の例 提供: 森林総合研究所

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。

違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。

3

クリーンウッド法制定の経緯

OH17(2005) グレニーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)

○欧米における法律の制定

- (米)レイシー法(2008)
- (欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
- (豪)違法伐採禁止法(2014)

2018年10月
(韓国)
違法伐採関連
法令施行

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

4

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

定義

- ・木材等:木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]
- ・合法伐採木材等:我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

- ◎国の責務[4条]
 - ・必要な資金の確保
 - ・情報の収集及び提供
 - ・登録制度の周知
 - ・事業者及び国民の理解を深める措置等
- ◎適切な連携[31条]
- ◎国際協力の推進[32条]

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

- ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
- ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：平成29年5月20日 ※ 農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

5

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

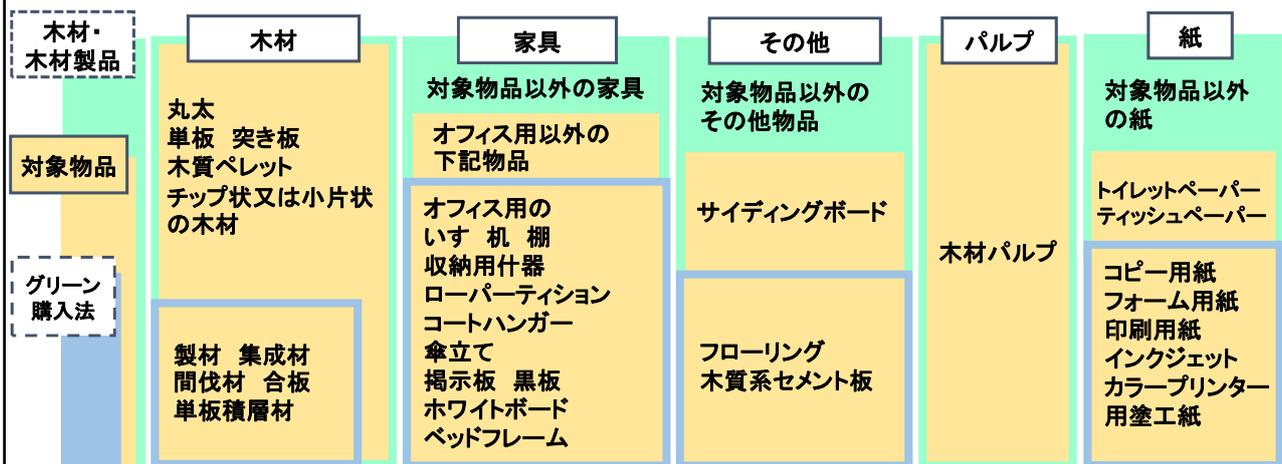
国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

6

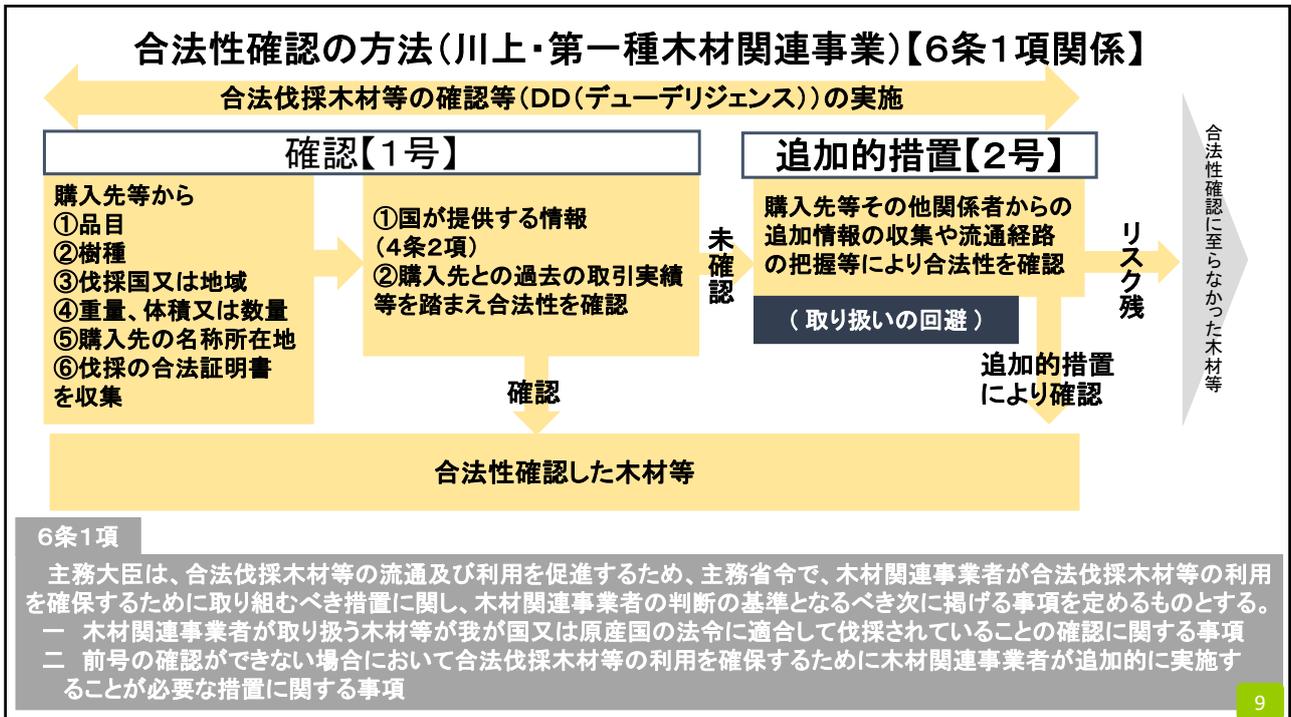
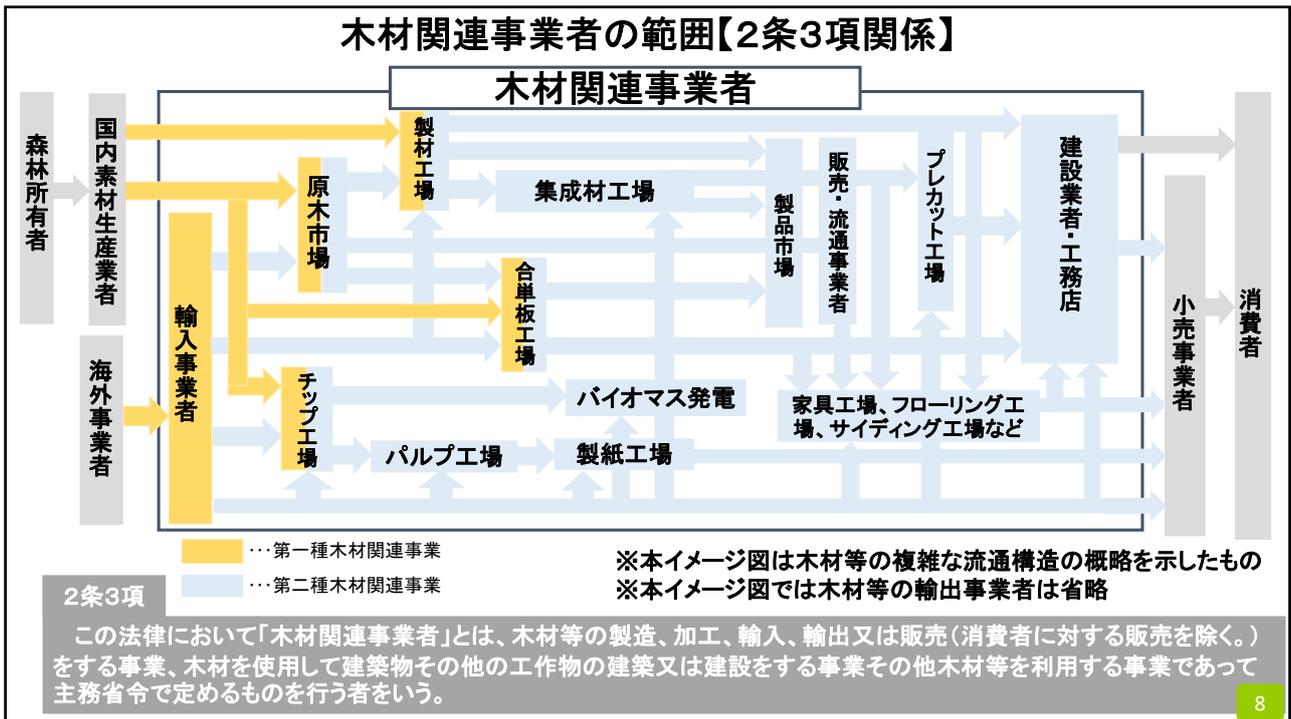
対象物品【2条1項関係】



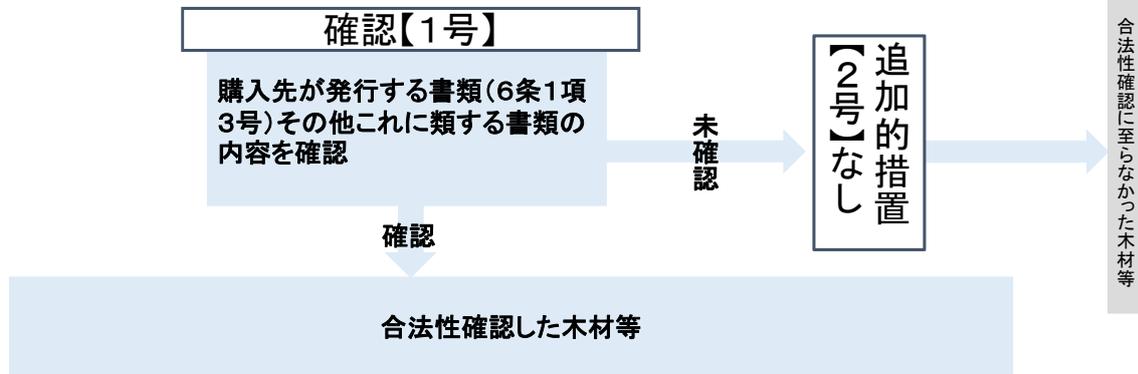
2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

7



合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

10

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書									
株式会社〇〇〇〇 様				令和〇年〇月〇日					
				〇〇〇木材株式会社 東京都〇〇区〇〇〇1 登録木材関連事業者 登録番号〇〇-CLW-I-〇号					
商品名	長	厚	巾	入数	個数	BL数	数量	材積	備考
スギ AB12345CD	○	●	●	△	▲	□	■	◎	
上記の製品はクリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたものです。(合法性が確認できなかったものです。)									

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録番号を記載

木材等について、その合法性の確認を行った旨及びその結果を、**全ての木材関連事業者が必ず記載**

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログ等で取引先(譲り渡し先)へ提供することも想定されます。

※左記は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(9)1)

判断基準省令第四条

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合(消費者に譲り渡す場合を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

- 一 第一種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第一号若しくは第二号又は前条第一号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**
- 二 第二種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第三号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**
- 三 法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく**登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨**

11

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

■ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

合法伐採木材等に関する情報提供
クリーンウッド・ナビ
CLEAN WOOD

注目情報

- ・ 木材関連事業者の登録一覧(令和2年7月31日時点)を掲載しました。
- ・ 国別情報を更新しました(バプアニューギニア、ソロモン群島、ロシア、ベトナム、中国、フィンランド、スウェーデン)。
- ・ EUの合法伐採木材等の流通・利用促進の取組に関するページを追加しました。
- ・ クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧に「京都府産木材認証制度」を追加しました。(PDF: 0.0759) [PDF](#)

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的としています。本サイトでは、本法や合法伐採木材等に関する情報提供を行います。

クリーンウッド・ナビ

- ・ 本サイトの目的等
- ・ クリーンウッド法の概要
- ・ 国別情報
- ・ その他の情報
- ・ 登録実施機関
- ・ 木材関連事業者の登録一覧
- ・ 登録木材関連事業者の年度報告・先進事例
- ・ English Page

国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。

4. 参考資料

(1) クリーンウッド法関連

- [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引 \(PDF: 0.28MB\)](#) [PDF](#)
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容等を主務省が取りまとめた手引
- [合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A \(PDF: 0.23MB\)](#) [PDF](#)
木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A
- [「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた委員に関するガイドライン \(外部リンク\)](#) [PDF](#)
家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン、平成29年(2017年)5月に、経済産業省が公表しています。
- [クリーンウッド法の合法性確認に活用できる都道府県等による森林、木材等の認証制度の一覧 \(PDF: 0.033MB\)](#) [PDF](#)

木材関連事業者の登録

8条

木材関連事業者であってその取り扱い木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

<p>登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。</p>	<p>登録木材関連事業者は、木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。これらを通じて、登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。</p>
<p>登録に必要な要件は何か。</p>	<p>「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。 このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(又は既存の行動規範の見直し)が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。</p>

13

木材関連事業者の登録と団体認定等

クリーンウッド法の基本方針※1において、ガイドライン※2に基づく

- ◆ 森林認証制度及びCoC認証を活用した証明方法
- ◆ 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ◆ 個別企業等の独自の取組による証明方法 並びに
- ◆ 都道府県等による森林、木材等の認証制度 も合法性の確認に活用できるとしている。

木材関連事業者

登録木材関連事業者

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施

木材等の合法性の確認に活用できる証明方法

森林認証・
CoC認証
による証明

団体認定
による証明

個別企業の
独自の取組
による証明

都道府県
認証制度
による証明

※1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号)
 ※2 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)

14



登録後は、状況報告や、 調査への協力をすることになります

木材関連事業者は、クリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

登録にかかわらず、木材関連事業者が取り組むこと

① 使用する木材等の合法性の確認

- ・木材等の購入先が発行する書類その他の内容(納品書等における合法性の確認結果の記載等)を確認します。
- ・合法性の確認対象は、事業者自らが調達する木材等に限られます。
- ・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採された国や地域を把握する必要はありません。

② 記録の保存

- ・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。

③ 体制の整備

- ・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の分別管理(建築・建設事業等は除く)の実施のための責任者を設け、必要な体制を整備します。

①③に加え、登録後に取り組むこと

④ 実施状況等の報告

- ・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告します。

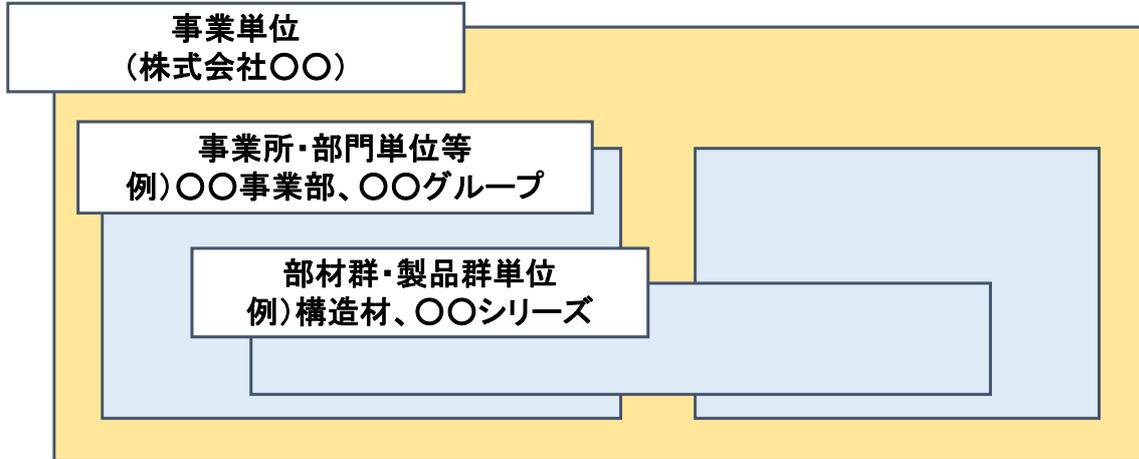
⑤ 登録実施機関の調査への協力(必要に応じて)

- ・登録実施機関が行う調査に協力します。

※登録する際には③体制の整備の一環として、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定が必要になります。

15

登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

18

登録実施機関一覧(令和2年3月31日時点)

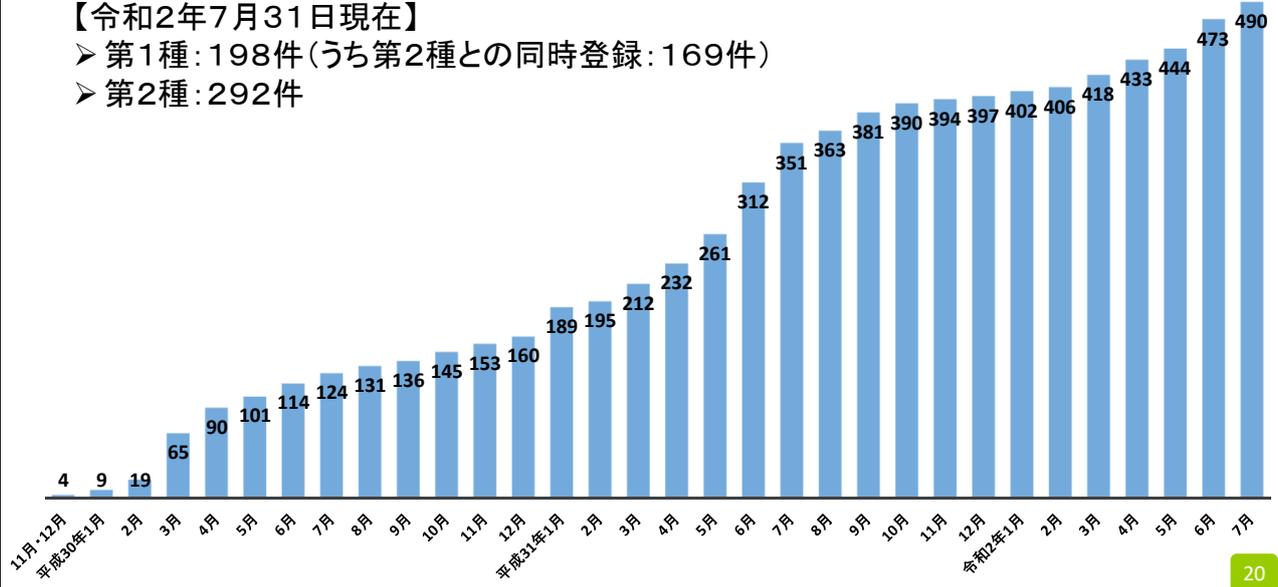
登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地		登録実施事務の対象事業
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
			第二種	
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
			第二種	
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
			第二種	
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
			第二種	
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)
			第二種	

19

木材関連事業者 月別登録累計数:件数

【令和2年7月31日現在】

- 第1種:198件(うち第2種との同時登録:169件)
- 第2種:292件



20

クリーンウッド法に基づく材関連事業者の登録一覧(令和2年7月31日現在)

整理番号	登録事業者名	種別	整理番号	登録事業者名	種別
1	住友林業株式会社 木材建材事業本部	第一種、第二種	26	住友林業株式会社	第二種
2	三基型枠工業株式会社	第二種	27	株式会社アサノ不燃	第二種
3	マツシマ木工株式会社	第二種	28	ファーストプライウッド株式会社	第二種
4	ニチハ株式会社	第二種	29	双日与志本林業株式会社	第一種
5	シーシー・ジー株式会社	第二種	30	双日北海道与志本株式会社	第二種
6	株式会社GANZ PLUS	第一種、第二種	31	株式会社キータック	第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	第一種、第二種	32	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
8	株式会社金幸	第一種、第二種	33	OCMファイバートレーディング株式会社	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	第一種、第二種	34	王子木材緑化株式会社	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	第二種	35	王子グリーンリソース株式会社	第一種、第二種
11	池見林産工業株式会社	第二種	36	王子製紙株式会社	第二種
12	大垂木材株式会社	第一種、第二種	37	王子マテリア株式会社	第二種
13	パナソニック 内装建材株式会社	第二種	38	王子エフテックス株式会社	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	第一種、第二種	39	王子イメージングメディア株式会社	第二種
15	株式会社 アイベツ	第一種、第二種	40	王子ネピア株式会社	第二種
16	株式会社ランバーテック工業	第一種、第二種	41	王子キノクロス株式会社	第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	第一種	42	王子グリーンエナジー江別株式会社	第二種
18	株式会社 イクタ	第二種	43	王子グリーンエナジー日南株式会社	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	第二種	44	大阪製紙株式会社	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種	45	大王製紙株式会社	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	第一種、第二種	46	中越パルプ工業株式会社	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	第二種	47	中越パルプ木材株式会社	第一種、第二種
23	リセン商事株式会社	第一種、第二種	48	中越緑化株式会社	第一種、第二種
24	有限会社東林業	第一種、第二種	49	特種東海製紙株式会社	第二種
25	株式会社ティーオーフォレスト	第一種、第二種	50	新東海製紙株式会社	第一種、第二種

21

整理番号	登録事業者名	種別
51	日本製紙株式会社	第一種、第二種
52	兵庫パルプ工業株式会社	第二種
53	北越コーポレーション株式会社	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	第二種
55	丸三製紙株式会社	第二種
56	丸住製紙株式会社	第二種
57	三菱製紙株式会社	第一種、第二種
58	レンゴー株式会社	第一種、第二種
59	レンゴーペーパービジネス株式会社	第一種、第二種
60	日成共益株式会社	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	第二種
62	佐藤林業 株式会社	第一種、第二種
63	和光木材 株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	第二種
65	新潟県森林組合連合会	第一種
66	永大産業株式会社	第一種、第二種
67	ミャンマーテーク販売株式会社	第一種、第二種
68	株式会社 佐藤商店	第二種
69	南海プライウッド株式会社	第一種、第二種
70	篠崎木工株式会社	第二種
71	丸玉木材株式会社	第一種、第二種
72	阿寒木材株式会社	第一種
73	津別単板協同組合	第二種
74	伊藤忠商事株式会社 生活資材部門	第一種、第二種
75	吉田製材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
76	株式会社マルホン	第一種、第二種
77	協和木材株式会社	第一種、第二種
78	江間忠木材株式会社	第一種、第二種
79	江間忠ホームコンポネント株式会社	第一種、第二種
80	江間忠ウッドベース株式会社	第二種
81	江間忠ウッドベース鹿島株式会社	第二種
82	江間忠ウッドベース姫路株式会社	第二種
83	株式会社 EWBトーア	第二種
84	江間忠ラムテック株式会社	第二種
85	江間忠ソレックス株式会社	第二種
86	北日本索道株式会社	第一種、第二種
87	ニチハ株式会社	第二種
88	ニチハマテックス株式会社	第二種
89	高萩ニチハ株式会社	第二種
90	朝日ウッドテック株式会社	第二種
91	株式会社 若林木材	第二種
92	大阪府森林組合	第一種、第二種
93	住友林業クレスト株式会社	第二種
94	TOTOマテリア株式会社	第二種
95	K&Kコヤマ株式会社	第二種
96	双日株式会社 林産資源部	第一種
97	株式会社 角繁	第二種
98	アイブライ株式会社	第二種
99	株式会社茶基	第二種
100	佐藤木材工業株式会社	第一種、第二種

22

整理番号	登録事業者名	種別
101	やまさ協同組合	第二種
102	エー・ピー・フロア一株式会社	第二種
103	パナソニック株式会社	第二種
104	株式会社 ダイウッド	第二種
105	阪和興業株式会社	第一種
106	株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	第二種
108	株式会社ダイフィット	第二種
109	双日建材株式会社	第一種
110	SMB建材株式会社	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	第一種
115	株式会社ワイス・ワイス	第二種
116	日本製紙木材株式会社	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	第二種
119	三基東日本株式会社	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社 勝川木材	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
126	双日九州株式会社	第一種
127	株式会社 日田十条	第一種、第二種
128	株式会社 安成工務店	第二種
129	株式会社 大三商行	第二種
130	トリスミ集成材株式会社	第一種、第二種
131	株式会社 メーベルトーコー	第二種
132	院庄林業株式会社	第一種、第二種
133	株式会社 汐見	第二種
134	東亜コルク株式会社	第二種
135	豊永林業株式会社	第一種、第二種
136	株式会社 マルホ	第一種、第二種
137	株式会社シェルター	第二種
138	株式会社新和建設	第二種
139	山佐木材株式会社	第一種、第二種
140	岡部興業株式会社	第二種
141	株式会社 山大	第二種
142	岐阜県木材協同組合連合会	第一種、第二種
143	小原木材株式会社	第二種
144	ジャパン建材株式会社	第一種、第二種
145	株式会社 ノダ	第一種、第二種
146	全国森林組合連合会	第一種、第二種
147	カリモク家具株式会社	第一種、第二種
148	株式会社竹中工務店	第二種
149	株式会社オリエント	第二種
150	株式会社 ユニウッドコーポレーション	第一種、第二種

23

整理番号	登録事業者名	種別
151	株式会社 山長商店	第一種、第二種
152	山長林業株式会社	第一種
153	リンテック株式会社	第一種、第二種
154	株式会社筑紫	第二種
155	株式会社KEY BOARD	第二種
156	青森県森林整備事業協同組合	第一種、第二種
157	昭和住宅株式会社	第二種
158	石巻合板工業株式会社	第一種、第二種
159	稲畑産業株式会社	第一種、第二種
160	池内ベニア株式会社	第一種、第二種
161	日南製材事業協同組合	第一種、第二種
162	名古屋建工株式会社	第二種
163	株式会社ウッドイーコイケ	第一種、第二種
164	株式会社鳥取CLT	第一種、第二種
165	宮城県森林組合連合会	第一種、第二種
166	有限会社梅弘木材	第二種
167	共栄商材株式会社	第二種
168	株式会社菊池木材店	第二種
169	株式会社木村建材店	第二種
170	株式会社鈴木木材店	第二種
171	有限会社高橋林業	第二種
172	株式会社東佳建材店	第二種
173	株式会社成田金物商店	第二種
174	株式会社ミスノ	第二種
175	ミナミ建材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
176	株式会社田畑材木店	第二種
177	株式会社宮昇	第二種
178	有限会社農上材木店	第二種
179	有限会社ハウスパートナー平川	第二種
180	株式会社寺沢工務店	第二種
181	株式会社中屋儀右衛門	第二種
182	三浦木材株式会社	第二種
183	有限会社野島材木店	第二種
184	南材木店	第二種
185	ヨシヤ材木店	第二種
186	有限会社宮長材木店	第二種
187	株式会社仙台木材市場	第二種
188	フジ産業株式会社	第一種、第二種
189	株式会社 オロチ	第二種
190	グリーンパークN&M株式会社	第二種
191	ボラテック株式会社	第一種、第二種
192	都城原木市場株式会社	第一種
193	長野県森林組合連合会	第一種
194	秋田県森林組合連合会	第一種
195	広和林業株式会社	第二種
196	金清木材株式会社	第一種、第二種
197	江戸川ウッドテック株式会社	第二種
198	宮澤木材産業株式会社	第一種
199	物林株式会社	第一種、第二種
200	有限会社浦山工業	第二種

24

整理番号	登録事業者名	種別
201	三津橋産業株式会社	第一種、第二種
202	道北ハウジングシステム協同組合	第二種
203	大成産業株式会社	第二種
204	株式会社東京木材相互市場	第一種、第二種
205	岐阜県森林組合連合会	第一種、第二種
206	西垣林業株式会社	第一種、第二種
207	松原産業株式会社	第一種、第二種
208	秋田製材協同組合	第二種
209	ルベシベ木材工業株式会社	第一種、第二種
210	有限会社下村林業	第一種
211	岩手県森林組合連合会	第一種、第二種
212	吉富木材株式会社	第二種
213	タマホーム株式会社	第二種
214	株式会社菅組	第二種
215	島根合板株式会社	第二種
216	協同組合オホーツクウッドピア	第二種
217	株式会社メーブルコア静岡	第二種
218	藤寿産業株式会社	第二種
219	長野県木材協同組合連合会	第二種
220	青森県木材協同組合	第一種、第二種
221	有限会社二和木材	第一種、第二種
222	株式会社FLT三重	第一種、第二種
223	耳川林業事業協同組合	第一種
224	二宮木材株式会社	第二種
225	守屋木材株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
226	株式会社松本材木店	第二種
227	岸田木材株式会社	第二種
228	村地総合木材株式会社	第一種、第二種
229	日本製紙パピリア株式会社	第一種、第二種
230	日本製紙クレシア株式会社	第一種、第二種
231	ボラテック西日本株式会社	第二種
232	セブン工業株式会社	第二種
233	株式会社丹治秀工業	第一種、第二種
234	大澤木材株式会社	第一種
235	株式会社奥羽木工所	第二種
236	丸松木材株式会社	第二種
237	株式会社横山建設	第二種
238	金子建設株式会社	第二種
239	株式会社原木工所	第二種
240	株式会社和	第二種
241	山一興業株式会社	第二種
242	株式会社出雲木材市場	第一種、第二種
243	株式会社近江ボード	第二種
244	株式会社いっこう	第二種
245	京北プレカット株式会社	第一種、第二種
246	旭化成ホームズ株式会社	第二種
247	多良木プレカット協同組合	第一種、第二種
248	秋田プライウッド株式会社	第一種、第二種
249	株式会社中東	第二種
250	株式会社日本木材	第一種、第二種

25

整理番号	登録事業者名	種別
251	株式会社小林材木店	第二種
252	エコーウッド富山株式会社	第一種、第二種
253	角田工業株式会社	第二種
254	チューモク株式会社	第一種、第二種
255	アルプス株式会社	第一種、第二種
256	株式会社高嶺木材	第一種、第二種
257	株式会社ホーム建材店	第一種、第二種
258	株式会社森のめぐみ工房	第二種
259	ダイセン産業株式会社	第一種、第二種
260	野地木材工業株式会社	第二種
261	有限会社丸宝	第二種
262	平方木材株式会社	第二種
263	株式会社寺島製材所	第二種
264	株式会社榎本林業	第一種、第二種
265	さんもく工業株式会社	第二種
266	井上産業株式会社	第一種、第二種
267	港製器工業株式会社	第二種
268	株式会社黒松製材建設	第二種
269	上原林業株式会社	第二種
270	宮崎木材市場株式会社	第一種、第二種
271	根羽村森林組合	第一種、第二種
272	株式会社クリエイト礼文	第二種
273	山下木材株式会社	第一種、第二種
274	真庭木材市売株式会社	第一種
275	ヤマワ木材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
276	株式会社リンザイ	第二種
277	有限会社マルヒ製材	第一種、第二種
278	株式会社東京工営	第一種、第二種
279	株式会社栗屋六商店	第二種
280	中本造林株式会社	第一種、第二種
281	株式会社青藤林業	第二種
282	株式会社志田材木店	第二種
283	株式会社竹内工務店	第二種
284	エコワークス株式会社	第二種
285	株式会社T-plan	第二種
286	株式会社ゲンボク	第一種、第二種
287	株式会社山形城南木材市場	第一種、第二種
288	三又建設株式会社	第一種、第二種
289	久保産業株式会社	第二種
290	株式会社木匠	第二種
291	有限会社建徳	第二種
292	株式会社堺貿易	第一種、第二種
293	株式会社長谷萬	第二種
294	株式会社谷本建設	第二種
295	東洋テックス株式会社	第一種、第二種
296	株式会社タイセイ	第二種
297	三井ホーム株式会社	第二種
298	有限会社中野木材	第一種、第二種
299	有限会社吉野木材	第二種
300	株式会社川上木材	第二種

26

整理番号	登録事業者名	種別
301	有限会社谷地林業	第二種
302	有限会社マルソウ小林材木店	第二種
303	丸紅株式会社	第一種、第二種
304	株式会社トライリンクス	第一種、第二種
305	有限会社山岩木材	第二種
306	株式会社くりこまくんえん	第一種、第二種
307	株式会社伸栄木材	第一種、第二種
308	有限会社青木製材所	第二種
309	株式会社ハルキ	第二種
310	山一木材工業株式会社	第一種、第二種
311	山誠丸惣ウッド有限会社	第二種
312	株式会社東海木材相互市場	第一種、第二種
313	富士岡山運搬機株式会社	第一種、第二種
314	株式会社ソエル	第二種
315	株式会社三波化産合板	第二種
316	アルプスカラー株式会社	第二種
317	株式会社森建築	第二種
318	株式会社前林	第一種
319	株式会社リメックス	第二種
320	加賀木材株式会社	第二種
321	ウッズスタイルクオリティ株式会社	第二種
322	上田産業株式会社	第二種
323	株式会社藤田木材	第二種
324	美濃清商工株式会社	第二種
325	ときがわ木材有限会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
326	須山木材株式会社	第一種、第二種
327	尾崎林産工業株式会社	第一種、第二種
328	十津川村森林組合	第一種
329	住まいのGEN有限会社	第二種
330	株式会社松井製材所	第二種
331	富山県西部森林組合	第一種
332	株式会社八興	第二種
333	都築木材株式会社	第一種、第二種
334	株式会社キシル	第一種、第二種
335	株式会社大阪木材相互市場	第二種
336	ANA-LOG	第二種
337	株式会社平川木材工業	第二種
338	中田木材工業株式会社	第一種、第二種
339	株式会社ワラビー	第一種、第二種
340	木川木材株式会社	第二種
341	新産住拓株式会社	第二種
342	株式会社クトクコーポレーション	第一種、第二種
343	株式会社すまい工房	第二種
344	有限会社上林建設	第二種
345	株式会社アイテケン	第二種
346	株式会社ザイエンス	第二種
347	株式会社リンケン	第一種、第二種
348	株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン	第二種
349	株式会社北島木材センター	第一種
350	株式会社かつら木材商店	第二種

27

整理番号	登録事業者名	種別
351	新秋木工業株式会社	第二種
352	後藤木材株式会社	第二種
353	株式会社よつばフォレスト	第一種
354	肥後木材株式会社	第一種、第二種
355	株式会社門脇木材	第一種、第二種
356	兼松サステック株式会社	第二種
357	株式会社マルナカ	第二種
358	有限会社シガオータランバー	第二種
359	株式会社サト一住版	第二種
360	株式会社エバーフィールド	第二種
361	株式会社柴田産業	第一種
362	秋山木材産業株式会社	第二種
363	有限会社原建設	第二種
364	ノースジャパン素材流通協同組合	第一種
365	株式会社明昇進開発	第二種
366	株式会社奥建設	第二種
367	三井ホームコンポネント株式会社	第一種、第二種
368	有限会社コバヤシ	第二種
369	丸善木材株式会社	第一種、第二種
370	有限会社ABCガーデンズ	第二種
371	株式会社曾我木材工業	第一種、第二種
372	昭和住宅株式会社	第二種
373	株式会社吉栄木材商會	第二種
374	協同組合いわき材加工センター	第二種
375	株式会社荒川材木店	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
376	株式会社サイプレス・スナダヤ	第一種、第二種
377	株式会社沼澤工務店	第二種
378	オオカワSEIZAI株式会社	第二種
379	株式会社スガノ	第二種
380	株式会社栗田商店	第二種
381	株式会社山木商行	第二種
382	上坂木材株式会社	第二種
383	株式会社よつばハウジング	第一種、第二種
384	有限会社坂田製材所	第二種
385	飛騨産業株式会社	第一種
386	株式会社龍建設	第二種
387	丸高産業株式会社	第一種、第二種
388	株式会社ウツティかわい	第一種、第二種
389	恵栄建設株式会社	第二種
390	宇敷木材工業株式会社	第一種、第二種
391	株式会社アラカイ	第一種
392	株式会社北洲	第一種、第二種
393	株式会社テーオーフローリング	第一種、第二種
394	原田木材株式会社	第二種
395	株式会社吉銘	第二種
396	大森木材株式会社	第二種
397	株式会社タカショー	第二種
398	株式会社林田順平商店	第一種、第二種
399	有限会社西本建設	第二種
400	株式会社中山源太郎商店	第一種、第二種

28

整理番号	登録事業者名	種別
401	木曾官材市売協同組合	第二種
402	堀正製材・建設	第二種
403	株式会社田中材木店	第二種
404	株式会社コマバ	第一種、第二種
405	清水建設株式会社	第二種
406	建巻	第一種、第二種
407	株式会社岸田	第二種
408	株式会社トーア	第一種、第二種
409	株式会社堀川林業	第一種、第二種
410	株式会社シー・エス・ランバー	第二種
411	株式会社シー・エス・マテリアル	第二種
412	株式会社シー・エス・ホーム	第二種
413	有限会社川井林業	第二種
414	東工業株式会社	第二種
415	竹広林業株式会社	第一種、第二種
416	島崎木材株式会社	第二種
417	森林資源開発株式会社	第一種
418	有限会社丸和製材所	第二種
419	株式会社伊万里木材市場	第一種、第二種
420	株式会社オノダ	第一種、第二種
421	株式会社菅原通商	第二種
422	株式会社フォレスト秋田	第一種、第二種
423	有限会社アフコジャパン	第二種
424	有限会社テクスター	第二種
425	なかむら建設株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
426	株式会社神野木工場	第一種、第二種
427	ヤマガタヤ産業株式会社	第二種
428	株式会社もくさん	第二種
429	福留木材	第一種
430	YK建物株式会社	第二種
431	三好西部森林組合	第一種、第二種
432	天城屋株式会社	第二種
433	有限会社 基信	第二種
434	山壁産業株式会社	第二種
435	株式会社 菱元屋	第二種
436	株式会社 坂詰製材所	第一種、第二種
437	株式会社嶋山組	第二種
438	ICHI 株式会社	第二種
439	株式会社ウツディ・ヒロ	第二種
440	株式会社なのはなハウジング	第二種
441	ホリモク株式会社	第一種、第二種
442	株式会社 有蘭	第二種
443	株式会社西尾組	第二種
444	株式会社ダイテック	第二種
445	声川建築工房	第二種
446	加藤木材産業株式会社	第二種
447	株式会社 カシマ住宅	第二種
448	株式会社 神山商店	第一種、第二種
449	東洋ハウス建材株式会社	第二種
450	株式会社共和	第二種

29

整理番号	登録事業者名	種別	整理番号	登録事業者名	種別
451	株式会社共栄	第二種	476	株式会社エコ・ビレッジ	第二種
452	株式会社 ナナバシフィック	第一種、第二種	477	株式会社すまいまもり	第二種
453	有限会社 宮里工務店	第二種	478	三九建設株式会社	第二種
454	有限会社 大谷製材所	第一種、第二種	479	斉藤建設株式会社	第二種
455	有限会社 倉地製材所	第一種、第二種	480	木村木材工業株式会社	第二種
456	株式会社 日新	第二種	481	株式会社 かつら木材センター	第二種
457	辻井木材株式会社	第二種	482	日本住宅株式会社	第二種
458	有限会社 丸満産業	第二種	483	株式会社 光ブレカット	第二種
459	株式会社 南薩木材加工センター	第一種、第二種	484	中国木材株式会社	第一種、第二種
460	株式会社 ブルケン・ウエスト	第二種	485	大利木材株式会社	第一種、第二種
461	大東建託株式会社	第二種	486	日興建設株式会社	第二種
462	関南木材株式会社	第二種	487	株式会社YOU企画	第二種
463	高陽ホームテクノ株式会社	第二種	488	長野森林資源利用事業協同組合	第二種
464	株式会社 コバコー	第二種	489	株式会社 東野材木店	第二種
465	株式会社大和木材	第二種	490	IWS株式会社	第一種、第二種
466	前川建設株式会社	第二種			
467	株式会社佐藤林業	第二種			
468	株式会社野崎材木店	第二種			
469	河合製巧株式会社	第二種			
470	今太木材株式会社	第二種			
471	株式会社 岡本銘木店	第二種			
472	株式会社 スマートガーデン	第二種			
473	株式会社クログダ	第二種			
474	宏州建設株式会社	第二種			
475	ぎふ・木と森の協同組合	第一種、第二種			

30

クリーンウッド法推進連絡会議

平成30年5月18日に、合法伐採木材等の利用拡大及び木材関連事業者の登録推進に向けて、関係省庁が一体となり、情報交換、意見交換及び推進運動を展開することを目的とする「クリーンウッド法推進連絡会議」を設置。

メンバー：林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長

【令和2年度の開催状況】

開催日：令和2年7月17日

各省のクリーンウッド法推進に向けた取組の進捗状況や課題を共有し、クリーンウッド法推進に向けた当面の取組として下記の内容について三省で確認した。

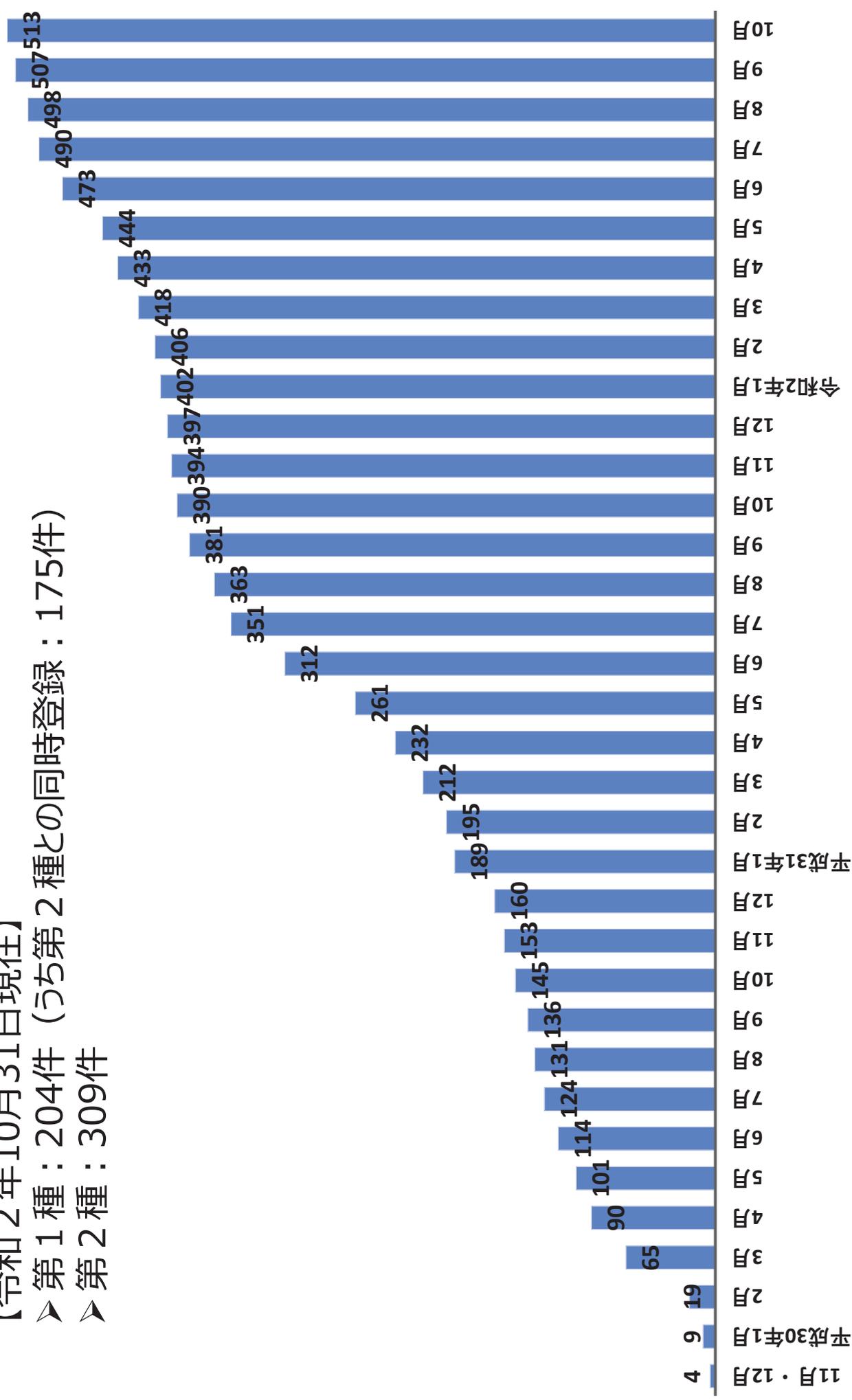
1. 木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組
2. 木材関連事業者の登録の促進に向けた取組
3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

31

木材関連事業者 月別登録累計数：件数

【令和2年10月31日現在】

- 第1種：204件（うち第2種との同時登録：175件）
- 第2種：309件



登録の一覧に基づく都道府県別・地域別登録木材関連事業者数

北海道	東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	青森県	岩手県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	三重県	滋賀県	鳥取県	島根県	福岡県	佐賀県
39	7	14	3	7	11	10	7	7	4	4	6	1
	10	10	18	10	5	5	13	9	9	9	1	1
	35	35	11	11	3	3	30	6	6	6	10	10
	5	5	7	7	1	1	10	4	4	4	4	4
	11	11	63	63	8	8	10	13	13	13	17	17
			8	8	13	13	6	7	7	7	10	10
					19	19		3	3	3	1	1
					21	21		1	1	1		
計	82	82	117	117	91	91	83	51	51	51	50	50

全国計	513
-----	-----

登録の一覧に基づき都道府県別・地域別・事業別(第一種、第二種)登録木材関連事業者数

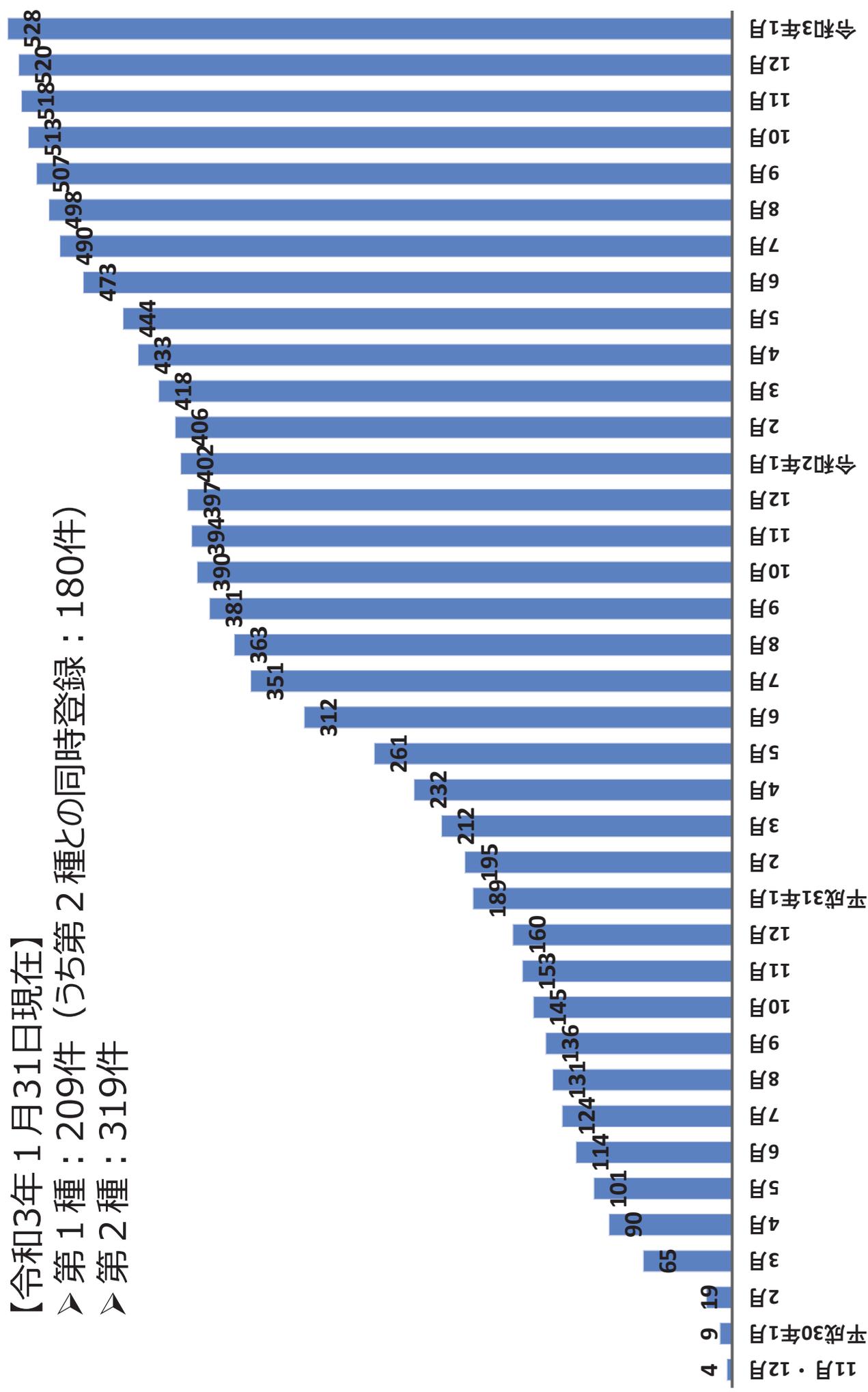
北海道	I		II		種別 都道府県名	東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄				
	I	II	I	II		I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II			
北海道	3	21	0	4	3	1	0	2	1	3	7	0	2	5	0	1	3	5		
			2	6	6	0	2	5	1	3	6	0	1	6	0	2	2	2		
			0	4	6	1	1	16	1	0	5	1	4	8	1	3	5	0		
			2	7	26	0	4	7	0	0	3	1	11	18	0	3	3	8		
			0	1	4	0	2	5	0	1	0	0	3	7	0	2	2	1		
			2	0	9	3	31	29	2	2	4	1	5	4	0	6	7	9		
						1	4	3	1	6	6	1	3	2	0	2	5	6		
									0	5	14				0	2	1	1		
									0	3	18				0	0	1			
計	3	21	6	22	54	6	44	67	5	23	63	4	29	50	1	21	29	4	15	31

全国計	I	29
	II	175
		309

木材関連事業者 月別登録累計数：件数

【令和3年1月31日現在】

- 第1種：209件（うち第2種との同時登録：180件）
- 第2種：319件



登録の一覧に基づく都道府県別・地域別登録木材関連事業者数

北海道	東北		関東		中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	青森県	岩手県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	三重県	滋賀県	鳥取県	島根県	福岡県	佐賀県
	7	14	3	8	11	10	7	9	4	4		1
40	10	10	18	18	5	5	13	13	9	9		1
	37	37	12	12	4	4	32	32	7	7		10
	5	5	7	7	1	1	10	10	4	4		4
	11	11	63	63	8	8	10	10	13	13		17
			8	8	13	13	7	7	7	7		10
					20	20			3	3		1
					22	22			1	1		
計	84	84	119	119	94	94	88	88	52	52		51
			計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

全国計	528
-----	-----

登録の一覧に基づき都道府県別・地域別・事業別(第一種、第二種)登録木材関連事業者数

北海道			東北			関東			中部			近畿			中国・四国			九州・沖縄									
種別 都道府県名	I	I, II	II	種別 都道府県名	I	I, II	II	種別 都道府県名	I	I, II	II	種別 都道府県名	I	I, II	II	種別 都道府県名	I	I, II	II								
	北海道	3	22		15	青森県	0		4	3	茨城県		1	0	2		新潟県	1	3	7	三重県	0	2	5	鳥取県	0	1
				岩手県	2	6	6	栃木県	0	2	6	富山県	1	3	6	滋賀県	0	2	7	島根県	0	2	2	佐賀県	0	1	0
				宮城県	0	4	6	群馬県	1	1	16	石川県	0	0	5	京都府	1	4	8	岡山県	1	3	5	長崎県	0	0	1
				秋田県	2	7	28	埼玉県	0	4	8	福井県	0	1	3	大阪府	1	11	20	広島県	0	3	4	熊本県	0	2	8
				山形県	0	1	4	千葉県	0	2	5	山梨県	0	1	0	兵庫県	0	3	7	山口県	0	2	2	大分県	0	3	1
				福島県	2	0	9	東京都	3	33	27	長野県	2	2	4	奈良県	1	5	4	徳島県	0	6	7	宮崎県	2	6	9
								神奈川県	1	4	3	岐阜県	1	6	6	和歌山県	1	3	3	香川県	0	2	5	鹿児島県	1	3	6
												静岡県	0	5	15					愛媛県	0	2	1	沖縄県	0	0	1
												愛知県	0	3	19					高知県	0	0	1				
計	3	22	15	計	6	22	56	計	6	46	67	計	5	24	65	計	4	30	54	計	1	21	30	計	4	15	32

全国計	I	I, II
	29	180 319

巻末資料2 クリーンウッド法登録推進セミナー・個別相談会での全木連説明資料

ガイドラインに基づく合法木材供給制度 とクリーンウッド法の概要について

2020(令和2)年12月

(一社)全国木材組合連合会

1. 違法伐採とは何か

(1) 違法伐採の定義、考え方

違法伐採：一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採
(国際的に合意された定義はない。)

概ね以下のケースが違法伐採に該当

- ① 国立公園や保護区の森林といった伐採禁止エリアで伐採
- ② 得るべき許可を受けずに伐採(許可証の偽造を含む)
- ③ 許可された量、面積、区域等を越えての伐採
- ④ 先住民等の権利を不当に侵害して伐採 等

違法伐採が引き起こす問題とは

- 木材生産地の環境破壊 (→水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)
- 地球温暖化の進行 (→森林減少・劣化によるCO₂排出)
- 不公正な貿易 (→適正なコストを払わない木材は価格競争力が強い)
- ゲリラやテロ組織への資金供給 (→インターポールでは、違法伐採とこれに関連する汚職により、世界全体で毎年300億円の損失を被っていると分析)

1. 違法伐採とは何か

(2) 違法伐採の事例：構造と様態に大きな変化

日本のメディア等で報道される事例は、比較的大規模・悪質なものと考えられる。地元行政機関や軍部の汚職によるものや、テロ組織の資金源になっているケース等も報告されているが、氷山の一角と言われている。

① 途上国の法整備、執行体制の強化

インドネシア、マレーシアを含め、途上国において違法伐採対策、輸出許可等実効性のある取組みが進展
途上国における森林認証制度の普及、天然林の伐採量の減少

② 輸入国、消費国の需要者、消費者の意識の変革

消費者の間に、木材・木材製品の出所、由来、持続可能性に留意する意識が拡大
木材関連企業のCSR、CSVの中での、合法性、持続可能性の追求、差別化

③ 中間貿易国の増加

木材の伐採国から消費国への直接貿易から、中国、ベトナムなど中間加工国を通じた貿易の急速な拡大
→伐採国での合法性の確認が困難に

①違法伐採があるとすれば、それぞれの地域の個々の問題

→症状に応じた個別の対策が必要

②違法伐採木材の市場からの排除

→疑わしい木材から信頼できる木材へのシフト(SDGs、ESG投資の面からも環境等に配慮した木材への関心が高まっている)

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(1) 国際的な背景

○ G8サミット(先進国首脳会議)

- H12 九州・沖縄サミット:「違法伐採に対処する最善の方法を検討」との首脳声明を発表
- H20 北海道洞爺湖サミット:「G8違法伐採専門家報告書」を公表

○ APEC(アジア太平洋経済協力フォーラム)

(2) これまで行われてきた国内における対策

○ 法令における合法木材の位置づけ

- グリーン購入法
- 公共建築物等木材利用促進法

} 対象とする木材・木材製品について、合法性を要件に

○ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定 (2006年)

- グリーン購入法に則して調達する木材・木材製品の合法性の判断基準として、林野庁が策定・公表
- 業界団体による事業者認定による方法、森林認証とCoC認証を活用した方法、個別企業による自主的な証明方法の3種類の証明方法を例示

2. 我が国における違法伐採対策の経過

(3) グリーン購入法の活用

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について、国等の公的部門における調達の推進、情報の提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針*の策定(閣議決定・毎年度見直し)

- 各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関(国会、裁判所、各省庁、独立行政法人等)

- 毎年度「調達方針*」を作成公表
- 調達方針に基づき調達推進
- 調達実績の取りまとめ、公表、環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請

*基本方針や各機関の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の判断基準・調達目標を明記

地方公共団体・地方独立行政法人

- 毎年度、調達方針の作成に努める(努力義務)
- 調達方針に基づき調達推進(努力義務)

事業者・国民

- できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

情報の提供

- 製品メーカー等:適切な環境情報の提供
- 環境ラベル団体等:適切な環境情報の提供
- 国(政府):上記の情報を整理、分析して提供

○平成18年基本方針変更:合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象に追加

[紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材]

○平成27年基本方針変更:合板型枠(公共工事資材のうち)を追加

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

2006(平成18)年2月 林野庁

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

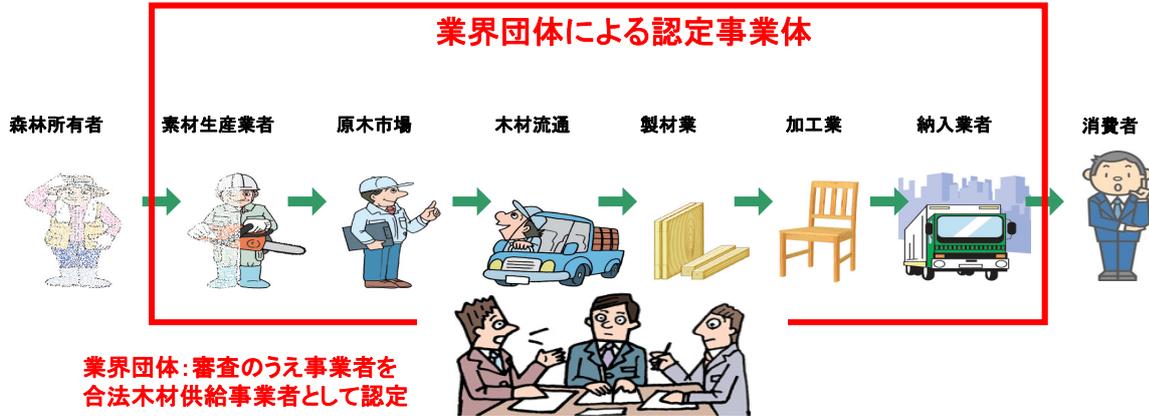
関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法



信頼を持って受け入れられるように、「**業界をあげた継続的な努力**」が必要。

例：認定団体研修、認定事業者研修の定期的な開催、
合法木材ナビ等での情報公開、合法木材取扱実績の報告、公表 等

7

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

(分別管理)

分別管理の場所を有していること

分別管理の方法が定められていること

(帳票管理)

入出荷、在庫の管理簿等が整備されていること

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること

<認定事業者の責務>

・認定団体が実施する認定事業者研修には**必ず出席**する

・合法木材取扱実績報告は**必ず認定団体に提出**する(毎年)



責務を果たさない事業者は、**認定取り消し**も！

8

3. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法

合法木材であることの証明書の例

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書 (出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 販
住所: 〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号: □〇県木連0001号
氏名: 山田 一 郎 印
住所: 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話: XXX - YYY - ZZZZ

発地(出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地(納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

物種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	税別

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています

取引先から求められなくても、合法木材には必ず証明書をつけてください。

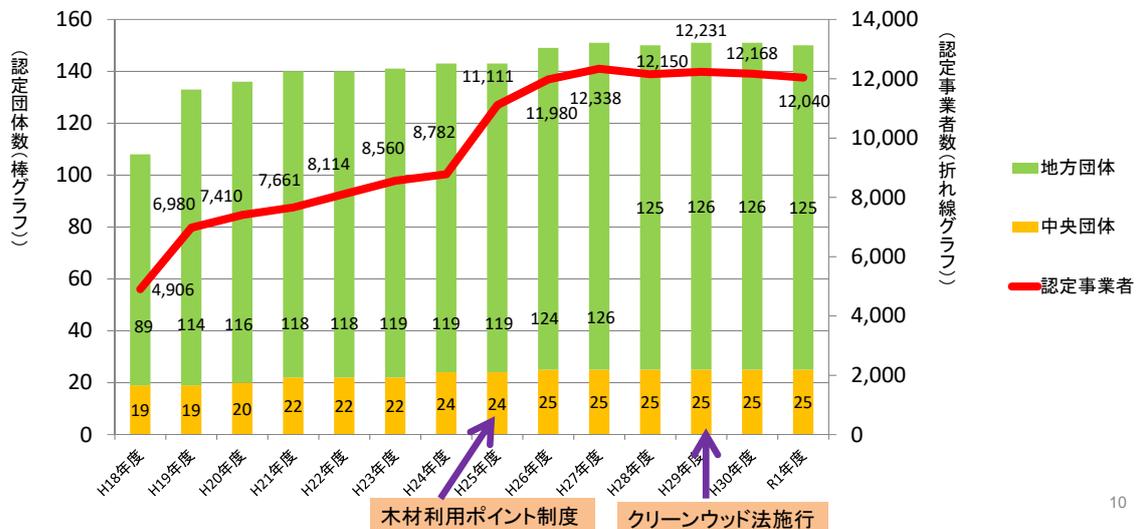


うちは認定を受けているから、証明書がなくても大丈夫(すべて合法)

1-8. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

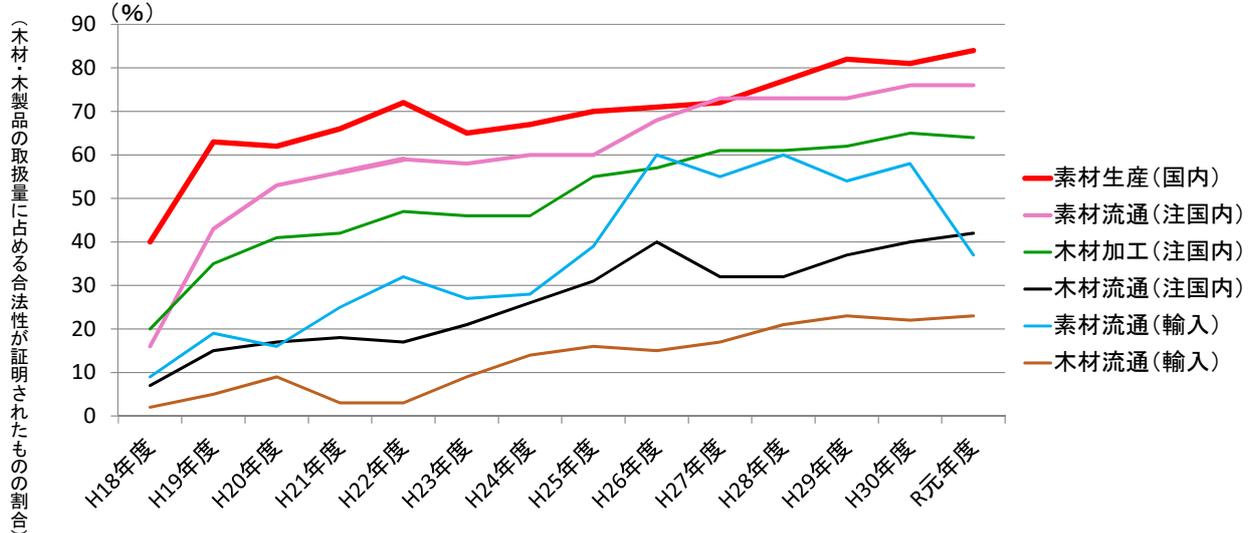
認定団体数と認定事業者数の推移

全国で150の認定団体が約12,082社を認定(2020年11月末時点)



1-9. グリーン購入法と林野庁ガイドライン

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績



注1 上記の数字は、全木連が認定団体からの取扱実績報告を集計したもの(令和元年度に報告のあった団体:125、計9,529事業体)
 注2 (注国内): 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

11

4. 海外の動向 (各国の違法伐採対策)

(1) デュー・ディリジェンス(DD: 然るべき注意)とは？

各事業者が、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、払って然るべき適切な注意及び努力。

デュー・ディリジェンスの実施例

1. 木材・木材製品の情報の確認(情報へのアクセス)

- ① 樹種名、伐採国(必要に応じ、伐採地域、伐採許可の有無)
- ② 木材・木材製品を供給した者の名称、所在地
- ③ 木材・木材製品に適用される法律を遵守していることを示す書類及びその他の関連情報

2. リスク評価の実施(リスクアセスメント)

上記1. に基づき、

- ① 該当する樹種の違法伐採の状況、
 - ② 生産地における違法伐採の状況、
 - ③ 流通経路、
- 等もふまえ、取り扱おうとする木材・木材製品のリスクを評価。

3. 最終判断(→リスクの緩和・低減)

上記2. に基づき、取引見合わせ/追加書類の確認による再評価/取引実行等を判断。

4. 海外の動向（各国の違法伐採対策）

(2) 米国:レイシー法

1. 1900年成立。2008年12月に「木材・木材製品」を対象に追加。
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、炭、丸太…、杖・鞭、ピアノ、その他弦楽器、拳銃の付属品…)
3. 義務または禁止されている事項
連邦法や規則・条約、州法及び外国の法律に違反して採取、保持、輸送、売買された木材・木材製品の州間及び国際的な輸入、輸出、移送、売買、受取、入手。申告書類・表示の偽装等。
4. 罰則あり

(3) EU: 木材規則(EUTR)

1. 2010年10月成立、2013年3月から施行
2. 対象品目…ほとんどの木材製品が対象(チップ・薪、丸太、枕木、製材…合板・集成材、額縁…)
3. 義務または禁止されている事項
 - (1) 事業者(木材・木材製品をEU市場に最初に出荷する者)
 - 違法な木材・木材製品のEU市場への出荷の禁止。
 - 市場に木材・木材製品を出荷する際、**デュー・ディリジェンス**を行わなければならない。
 - (2) 取引業者(EU市場に出荷された木材・木材製品を販売または購入する者)
 - 木材・木材製品の購入元及び販売先の記録を最低5年間保存…
4. 罰則あり

(4) 豪州、韓国でも…

5. クリーンウッド法の概要

制定の経緯

QH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

QH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン
(世界に先駆けて実施)

○欧米等における法律の制定
(米)レイシー法(2008)
(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
(豪)違法伐採禁止法(2014)
(韓国)違法伐採関連法令(2018. 10月施行)

・対象を民間にも拡大
・供給側のみならず需要側も対象に

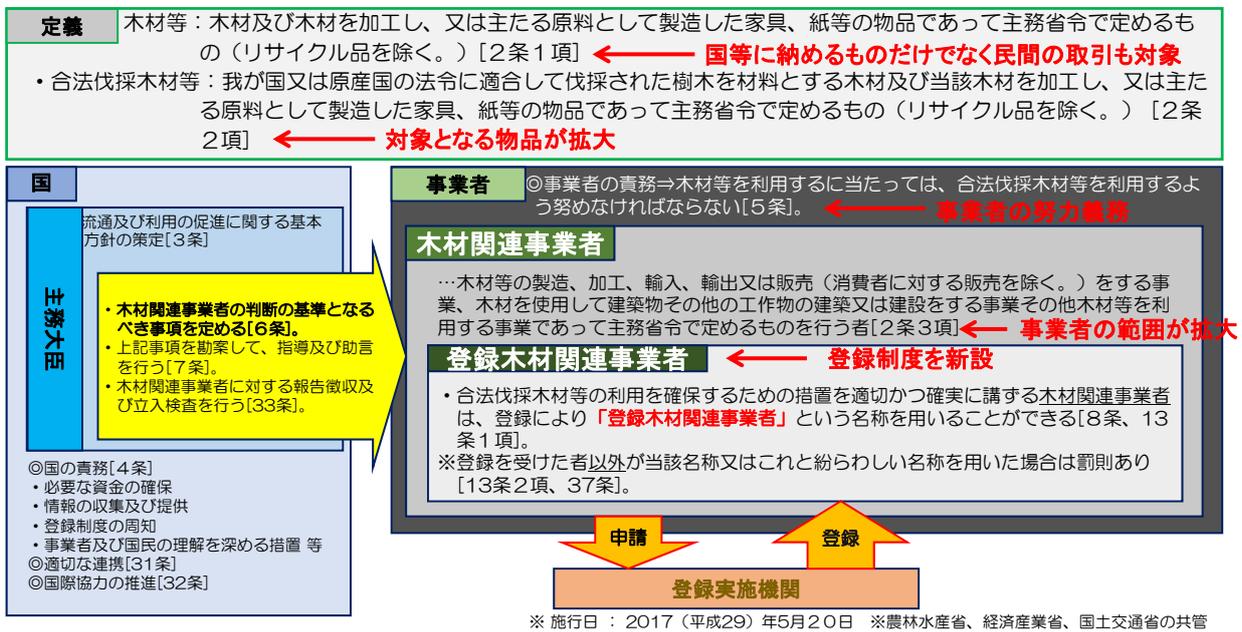
〔 EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ 〕

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

QH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信 → 議員立法で成立(2016年5月) ¹⁴

5. クリーンウッド法の概要



5. クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

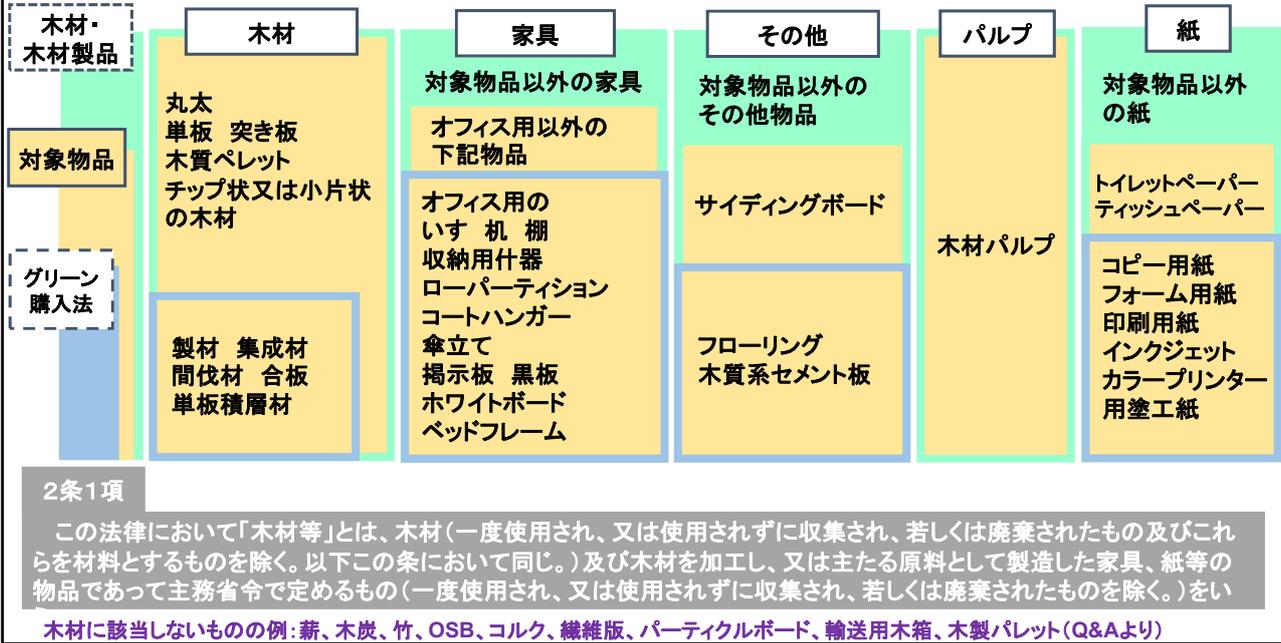
国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

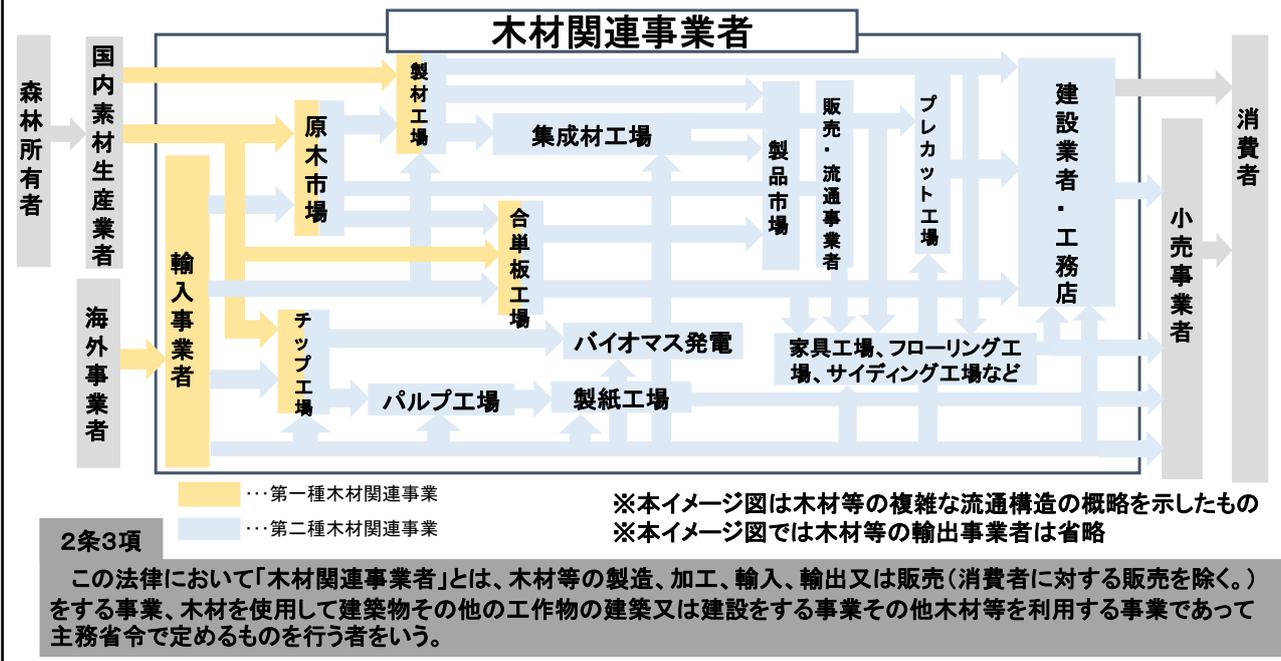
5. クリーンウッド法の概要

対象物品【2条1項関係】



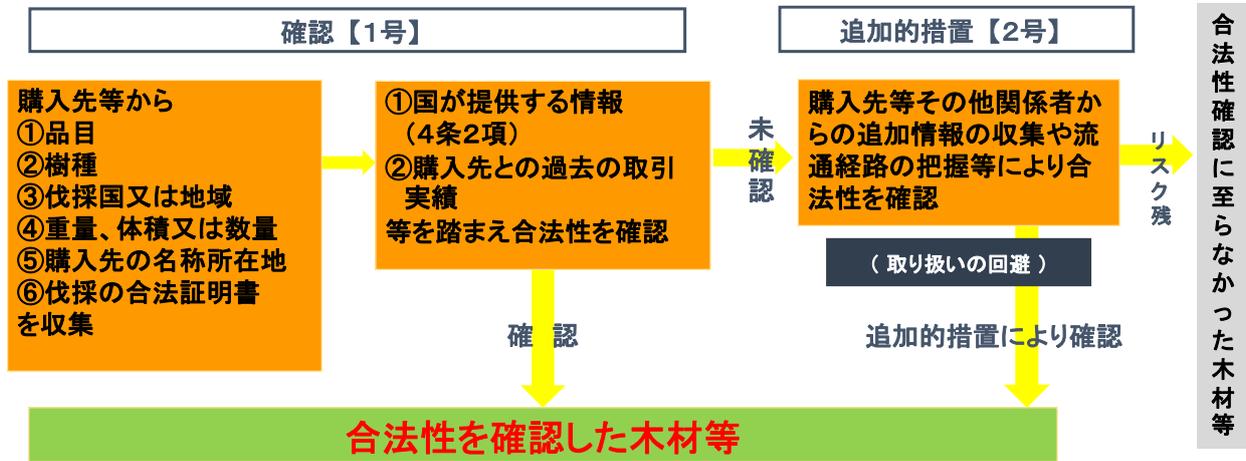
5. クリーンウッド法の概要

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



5. クリーンウッド法の概要 **合法性確認の方法(第一種木材関連事業)**【6条1項関係】

← 合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス))の実施 →

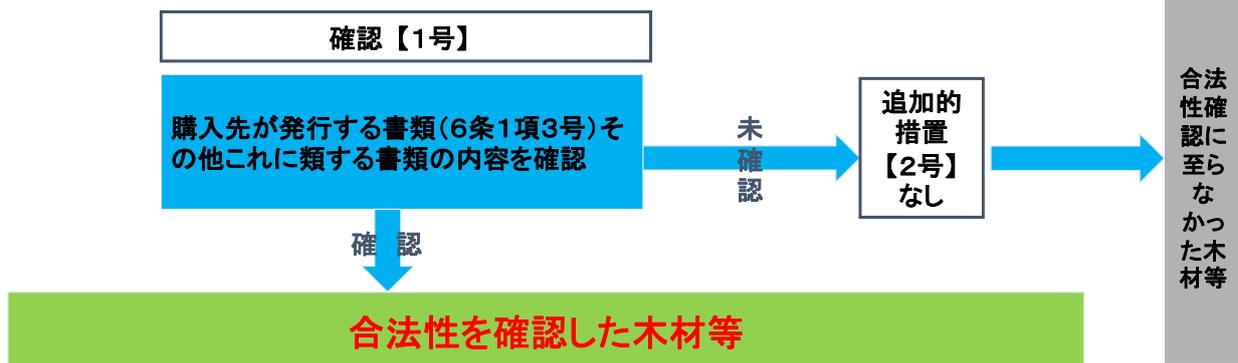


【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要 **合法性確認の方法(第二種木材関連事業)**【6条1項関係】



- 1 合法木材認定事業者が発行する合法証明を確認
- 2 納品書などの書類の保管

お施主様への説明責任

【6条1項】 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5. クリーンウッド法の概要（補足）

合法性の確認について

確認【川上の事業者】

（第一種木材関連事業）

①品目、②樹種、③伐採国又は地域、④重量、体積又は数量、⑤購入先の名称所在地、⑥伐採の合法証明書の内容を確認

確認【川下の事業者】

（第二種木材関連事業）

購入先が発行する書類（6条1項3号）その他これに類する書類の内容を確認

木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林や木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
（基本方針 II-3-(3)）

認定事業者が、従来通りの分別管理、書類管理・保存、責任者の選任を行い、発行した合法証明書を添付することで、クリーンウッド法における「確認した木材」と認められる（第二種木材関連事業を行う者）。

※第一種はその他の情報も収集して確認すること

5. クリーンウッド法の概要（補足）

木材等を譲り渡すときに必要な措置（情報の伝え方）

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書									
株式会社〇〇〇〇 様					令和〇年〇月〇日				
〇〇木材株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 登録木材関連事業者 登録番号〇〇-CLW-I-〇〇号 ガイドラインに基づく事業者認定番号 〇〇〇合法第〇〇〇号									
商品名	樹種	品等	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考
上記の製品は、クリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたものです。									

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録（認定）番号を記載する

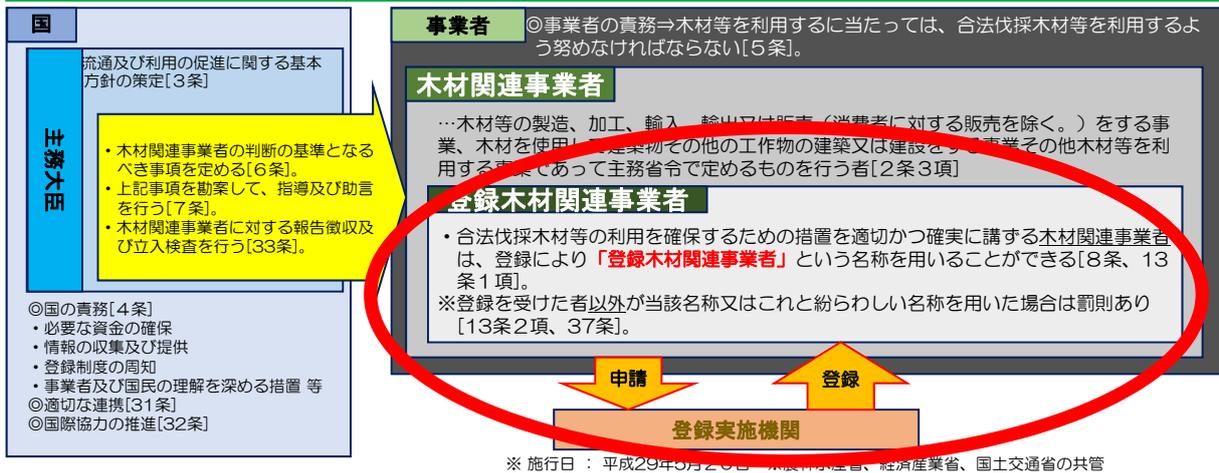
木材等について、その合法性の確認を行った旨、及びその結果をすべての木材関連事業者が必ず記載する

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で取引先（譲り渡し先）へ提供することも想定されます。

※左の様式は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。（「クリーンウッド法の手引とQ&A」（Q33、Q35等）より）

6. 木材関連事業者登録について

- 定義** 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]



6. 木材関連事業者登録について

ポイント：

1. 登録は、事業者が自ら手を上げて登録するもの（＝義務ではない）
2. 「事業者は、…合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」(第5条)
→登録のあるなしに関わらず、すべての木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認を行う

登録木材関連事業者になると…(登録のメリット)

- 環境意識の高い事業者として、市場から高い信頼が得られる。
- 法的に位置づけられた事業者としての社会的評価が受けられる。
- 地域社会や消費者・事業者に対して、事業者としての信頼性の向上を図れる。
- 企業ブランドの向上、無登録事業者との差別化を図れる。…
- 国の助成事業で優遇措置あり(JAS構造材利用拡大事業、外構部の木質化支援事業)
- 国有林材のシステム販売物件を購入する際に有利になる。(平成31年2月から)

その一方で…(登録木材関連事業者の責務)

- 継続的に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施が求められる。(実施状況についての報告義務あり。)→登録の条件を満たさなくなったときは、登録の取り消しもある。

6. 木材関連事業者登録について 登録実施機関一覧 (平成29年10月17日登録、平成30年11月27日追加登録)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種 (道内の企業)	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業

7

6. 木材関連事業者登録について

○登録するには… (登録の要件)

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**適切かつ確実に実施**することが求められる。

具体的には…登録申請時に、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載。

※体制の整備とは…分別管理や責任者の設置、記録の保存、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(または既存の行動規範の見直し)等

○登録にかかる費用

①国に納付するもの：**登録免許税** 15,000円(申請者が各自で納付)

②登録実施機関に払う費用：(金額は、合板検査会の例(税別))

[登録時] ・**登録手数料**：登録実施機関により異なる。

事業所数、第一種・第二種によって違いあり。(第一種・事業所数9以下の場合、32,000円)ガイドラインに基づく合法木材の認定事業者の場合は手数料の割引あり。

[登録後] ・**更新手数料**(5年に1回更新) 11,000円

・**年会費**(2年目以降) 10,000円

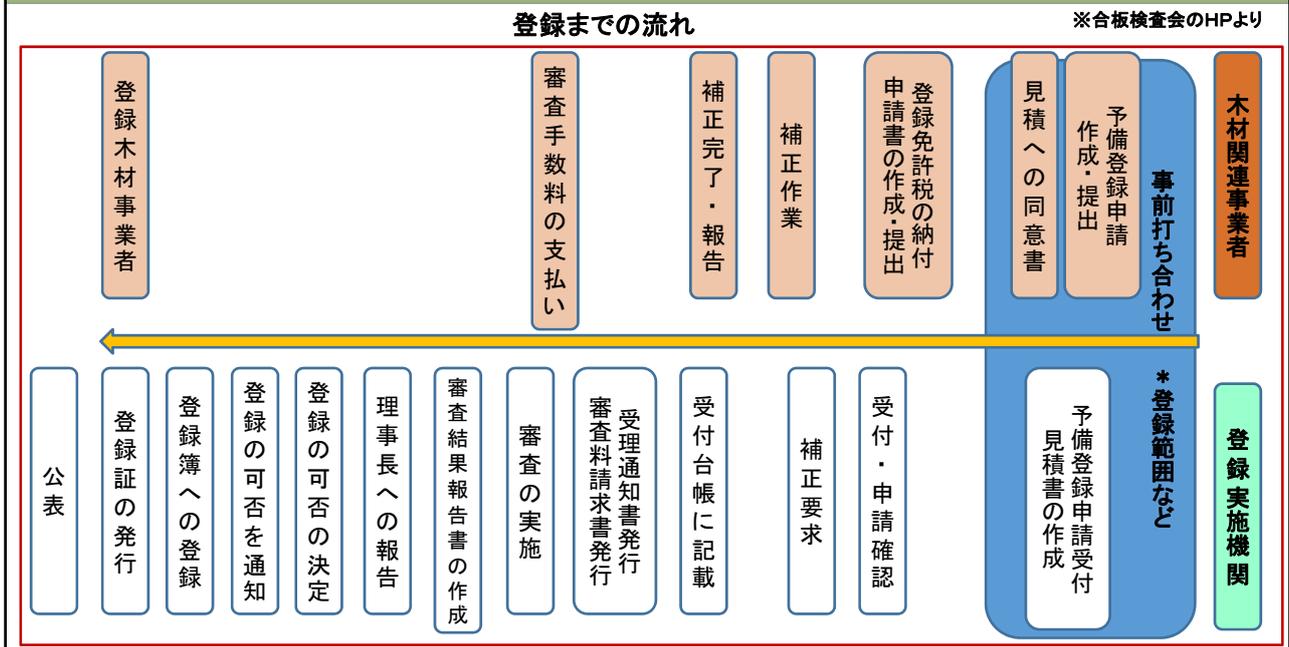
※登録事項変更の際には、別途手数料が必要

○登録したら… (登録木材関連事業者の責務)

・少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告
→**年度報告書**の提出

・登録実施機関が必要に応じて行う登録事項の確認(調査)に協力する義務

6. 木材関連事業者登録について



6. 木材関連事業者登録について

登録申請書の作成について(合板検査会の例)

1 申請書の記載事項

- (1) 第一種／第二種 の別
- (2) 製造、加工、輸入、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場または事業場
- (4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
- (5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み
- (6) 登録の対象とする木材等の原材料となっている樹木の樹種及び伐採された国又は地域(第一種のみ)

2 添付書類

- (1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる方法
 - ① 確認に関する事項…判断基準省令に定める方法によ的確に行うことを記載
 - ② 木材等を譲り渡すときに必要な措置…どのような書類にどのような記載をするかを記載
 - ③ 記録の管理に関する事項…書類の保管方法等を記載
- (2) 体制の整備に関する事項
 - ① 合法伐採木材等の分別管理…分別管理の方法
 - ② 責任者の設置
 - ③ その他必要な体制整備(事業者の合法伐採木材等への取り組み方針の設定)…行動規範の設定

3 その他必要な書類

住民票の写し(個人の場合)、定款または寄付行為、登記事項証明書、役員名簿(法人の場合)、誓約書など

6. 木材関連事業者登録について

登録後に必要になる書類

年度報告書の作成について(合板検査会の例)・・・少なくとも毎年一回提出

報告書の記載事項(第一種木材関連事業の場合)

①木材

- (1)伐採国
- (2)樹種
- (3)木材の種類
 - ・丸太、ひき板、角材、単板、突き板・・・
- (4)入荷量、出荷量
 - 取扱量、うち合法性の確認ができた量
- (5)合法性の確認方法及び追加的措置
- (6)譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
- (7)今後の取り組み方針

②家具、紙等の物品

- (1)家具、紙等の物品(種類)
- (2)伐採国
- (3)樹種
- (4)取扱量、うち合法性の確認ができた量
- (5)合法性の確認方法及び追加的措置
- (6)譲渡しの措置、記録の保存、分別管理の状況、組織体制の状況
- (7)今後の取り組み方針

6. 木材関連事業者登録について

登録する事業の範囲(9条1項関係):

第一種木材関連事業...事業者単位(例:株式会社〇〇)で登録

第二種木材関連事業...事業所・部門単位等(例:〇〇事業部、〇〇グループ)

部材群・製品群単位(構造材、〇〇シリーズ)での登録も可能

登録に当たっては、登録実施機関との**事前の相談(打合せ)**が重要

- ・第一種で登録?第二種も一緒に登録?
- ・第二種で登録なら、事業所ごと?部署(製品)ごと?
- ・費用は?申請書の書き方は?・・・



登録実施機関にご相談ください。

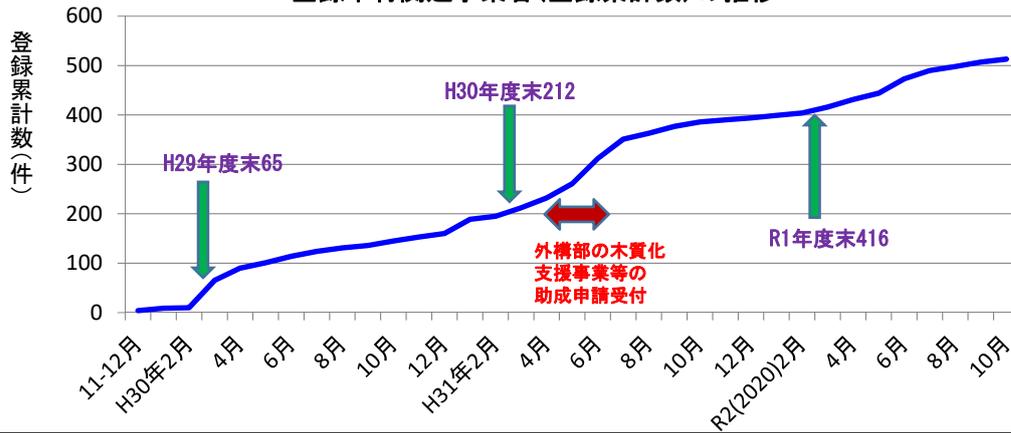
- ・(公財)日本合板検査会 URL <http://www.jp-pic-ew.net/index.shtml>
- ・(公財)日本住宅・木材技術センター URL <http://www.howtec.or.jp/>
- ・(一財)日本ガス機器検査協会 URL <http://www.jia-page.or.jp/environment/>
- ・(一社)日本森林技術協会 URL <http://www.jafta.or.jp/contents/home/>
- ・(一財)建材試験センター URL <https://www.jtccm.or.jp/>
- ・(一社)北海道林産物検査会 URL <http://hokurinken.jp/>

6. 木材関連事業者登録について

木材関連事業者の登録件数

- 【2020（令和2）年10月31日現在】（CWナビより）
- 第1種：204件（うち第2種との同時登録：175件）
 - 第2種：309件 合計：513件

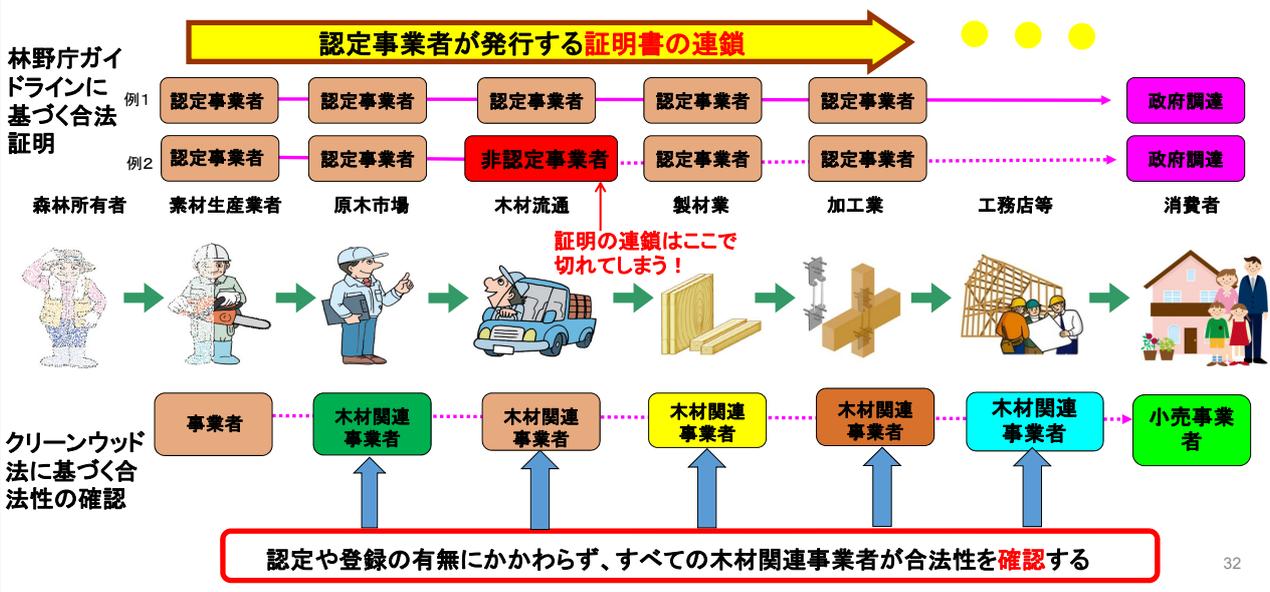
登録木材関連事業者（登録累計数）の推移



31

7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）

林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の比較（サプライチェーンの観点から）



32

7. まとめ（ガイドラインに基づく証明とクリーンウッド法の違い）



クリーンウッド法で何が変わった？

	ガイドラインに基づく合法証明	クリーンウッド法
対象となる取引	政府調達を対象	民間同士の取引も対象（「事業者」の概念）
対象となる事業者	木材を取扱う者（素材生産～製品流通業者）	住宅、家具、バイオマス発電など川下まで幅広くカバー（原木市場、輸入業者等～建築業者・工務店等）
事業者の対応	認定事業者が証明	すべての木材関連事業者が（受取ったものを）確認
		※ 登録事業者だけでなく、木材関連事業者全員に確認が求められている
	自己の行為の証明	受け取った証明書の確認（デュー・ディリジェンス）

※政府調達には、今まで通りガイドラインに基づいた合法性の証明が必要。

33

8. クリーンウッド法に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ（林野庁ホームページの中に開設）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

[コンテンツ]

クリーンウッド法の概要：法律等、基本方針、合法性の確認等の取組方法、参考資料

国別情報：日本、インドネシア、アメリカ、カナダ、欧州連合（EU）、中国、チリ、メキシコ、ニュージーランド、韓国ほか30か国以上登録実施機関の情報、登録事業者一覧（検索機能付き）、法律の英語版など

国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。

4. 参考資料

(1) クリーンウッド法関連

- ① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A）
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A）
- ③ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイド（PDF:299KB）（外部リンク）

家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン、平成29年（2017年）5月に、経済産業省が公表しています。

8. クリーンウッド法に関する情報提供

問合せ窓口

クリーンウッド法の制度に関すること

林野庁林政部 木材利用課企画調整班 合法伐採木材利用推進担当
ダイヤルイン: 03-6744-2496 FAX: 03-3502-0305

クリーンウッド・ナビの掲載情報に関すること

クリーンウッド・ナビ問合せ窓口
TEL: 03-3501-1169 FAX: 03-3501-1170 E-mail: cwinfo@ringyou.or.jp



クリーンウッド法に関する普及用資料(パンフレット、冊子等)・・・お近くの県木連か当会にお尋ねください

9. 最後に

ガイドラインの適切な運用のお願い

クリーンウッド法(CW法)に基づく合法伐採木材への関心が高まる中、平成18年に制定された林野庁ガイドライン(ガイドライン)の認定事業者がCW法の登録事業者に移行していくことが考えられます。CW法の円滑な運用のためにも、ガイドラインの適切な運用が一層求められることとなります。

林野庁の補助事業である「JAS構造材利用拡大事業」、「外構部の木質化支援事業」では、助成対象となる木材は、**クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることが条件**とされています(ガイドラインに基づく合法木材もこれに含まれます)。

そのような中で、川下の施工事業者等から、

- ① 木材を購入した先に依頼しても合法証明が貼付されてこない
- ② 合法木材供給事業者である認定書のコピーしか添付されてこない
- ③ 合法証明書を請求しても、認定事業者だから間違いはないという返事しかこない

という指摘が寄せられています。

補助事業では、助成金の交付申請書に各材料の合法伐採木材証明書の添付がないと助成金が支払えなくなります。

合法木材証明書については、日頃から、納入先からの請求がある／なしに関わらず、できるだけ添付していただくようお願いしてきたところです。改めて、合法木材証明書(納品書に合法木材であることの記載でも結構です)の添付を徹底してください。

林野庁補助事業

令和2年度
木材関連事業者登録の推進事業
報告書

2021年（令和3年）3月

一般社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226

URL：<http://www.zenmoku.jp>